マンション計画修繕工事における
新型コロナウイルス対策ガイドライン

（ver2.0）

初版　2020 年 6 月 29 日（ver1.0）

第 2 版 2021 年 11 月 1 日（ver2.0）

一般社団法人
マンション計画修繕施工協会

はじめに

当協会会員社が請け負うマンションの計画修繕工事においては、新築工事などの元請け、下請けなどの限定された施工業者の従業員、作業員への対策で完結するものとは異なり、新型コロナウイルスの感染予防に関しては、その現場で日常生活を営むすべての居住者や訪問者に対しても対策を考慮しなければならない。

また、新築現場であれば作業員詰所等の感染予防を前提とした配置なども計画できるが、施工対象マンションの諸条件によっては、現場事務所や作業員詰所、工事車両の駐車スペースの確保さえも難しいケースもある。特に居住者の日常動線となるエレベーターなどは、作業員の使用の可否により工期や工事金額にも影響を及ぼすことになる。

世界規模の感染症となっている現状では、今後も第2波、第3波に対しての策を講じることが必要であり、受注者だけでなく発注者、公的機関との理解を深めるための目安となるガイドラインの作成は急務であったことから、マンション関係団体、行政の皆様と共に新型コロナウイルス対策特別委員会を設置し、国土交通省が2020年5月14 日に公表した「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（以下、「建設業感染予防ガイドライン」という。）を踏まえて本ガイドラインを取り纏め、併せて医療従事者の監修のもとに発行するものである。

今後、各地域における感染状況及びワクチンの開発や新しい感染予防対策商材などが出てくることによって対策の見直しが必要になることは予測されるが、現状でできる震災などでよく使われる「自助（自らが行う対策)」、「共助（お互いに行う対策)」、「公助（公的に行われる対策)」を念頭に、管理組合等との協議の指標という位置付けで本書を活用していただくことを望むものである。

2020年6月29日
一般社団法人マンション計画修繕施工協会
会　長　　坂　倉　　徹

【第2版の発行について】

内閣官房　新型コロナウイルス感染症対策推進室より、感染力の強いデルタ株等の変異株の出現があることから、業種別ガイドライン改訂の依頼があり、今般、下記の点の追加と一部の内容について改訂を行いました。これらを踏まえて引き続きガイドラインの活用をお願いいたします。

◇「1.5 現場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止チェックリスト」の新規掲載
◇「2.2 職場における検査の更なる活用・徹底」を追加記載

2021年11月1日
一般社団法人マンション計画修繕施工協会

新型コロナウイルス対策特別委員会構成メンバー

（敬称略）

委員長

坂倉　徹　一般社団法人マンション計画修繕施工協会会長

委　員

山岸　大輔　一般社団法人マンション計画修繕施工協会(ヤマギシリフォーム工業㈱)
田中　文夫　一般社団法人マンション計画修繕施工協会（㈱アール・エヌ・ゴトー）
吉原　史人　一般社団法人マンション計画修繕施工協会（㈱サカクラ）
吉田　秀樹　一般社団法人マンション計画修繕施工協会（建装工業㈱）
岩井　章郎　一般社団法人マンション計画修繕施工協会（㈱太平エンジニアリング）
國島　隆志　一般社団法人マンション計画修繕施工協会（川本工業㈱）

オブザーバー

山口　　実　建物診断設計事業協同組合理事長
平松　直也　一般社団法人マンション改修設計コンサルタント協会
宮城　秋治　一般社団法人マンションリフォーム技術協会副会長
望月　重美　NPO 法人リニューアル技術開発協会会長
米澤　賢治　一般社団法人マンション大規模修繕協議会代表理事
澤田　博一　マンションリフォーム協同組合
川上　湛永　ＮＰＯ法人全国マンション管理組合連合会会長
瀬下　義浩　一般社団法人日本マンション管理士会連合会会長
山田　宏至　一般社団法人マンション管理業協会技術センター長
塚越　　寛　国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室課長補佐

医療監修

和田　耕治　国際医療福祉大学　医学部公衆衛生学/医学研究科教授

事務局

中野谷昌司　一般社団法人マンション計画修繕施工協会常務理事
細田　義裕　一般社団法人マンション計画修繕施工協会主任

マンション計画修繕工事における新型コロナウイルス対策ガイドライン

目次

◇マンション計画修繕工事に係わる全体フローと本ガイドラインの位置付け・・・・ 1
◇マンション計画修繕工事における感染リスクフロー・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第１編　マンション計画修繕工事の現場対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
1.1. 建築工事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
1.1.1　入退場管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
1.1.2　衛生管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
1.1.3　作業員の動線管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
1.1.3.1　動線分離可の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
1.1.3.2　動線分離否の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
1.1.4　ＥＶ使用の可否・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
1.1.4.1　ＥＶ使用可の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
1.1.4.2　ＥＶ使用否の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
1.1.5　現場事務所の管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
1.1.6　作業員詰所確保可否・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
1.1.6.1　作業員詰所確保可の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
1.1.6.2　作業員詰所確保否（難）の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
1.1.7　作業員駐車場確保可否・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
1.1.7.1　作業員駐車場確保可の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
1.1.7.2　作業員駐車場確保否の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
1.2　専有部分立入工事等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
1.3　工事中の管理組合対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
1.4　感染者が確認された場合の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
1.5　現場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止チェックリスト・・・・18
第２編　企業としての感染防止等の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
2.1　社内の感染防止対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
2.2　職場における検査の更なる活用・徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
2.3　社外営業（管理組合対応）の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
2.4　工事請負契約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
2.4.1　新型コロナウイルス感染症対策要項書（例）・・・・・・・・・・・・・・25
2.4.2　工事請負契約約款への追補 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
巻末資料１
緊急事態宣言の延長を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について（令和３年３月12日）
巻末資料２
職場における積極的な検査等の実施手順（第２版）（令和３年８月13日改訂）

◇マンション計画修繕工事に係わる全体フローと本ガイドラインの位置付け

マンション計画修繕工事を進めるにあたっては、実際の工事業務ばかりでなく、管理組合の意思決定、管理会社や設計コンサルタント等の関わりなどもある。本書は工事期間中を前提にしているが、管理組合の対応や設計コンサル等の対応にも参考とできる部分もあるので、参考となる行政資料及びマンション関係団体発出資料と合わせて活用されたい。

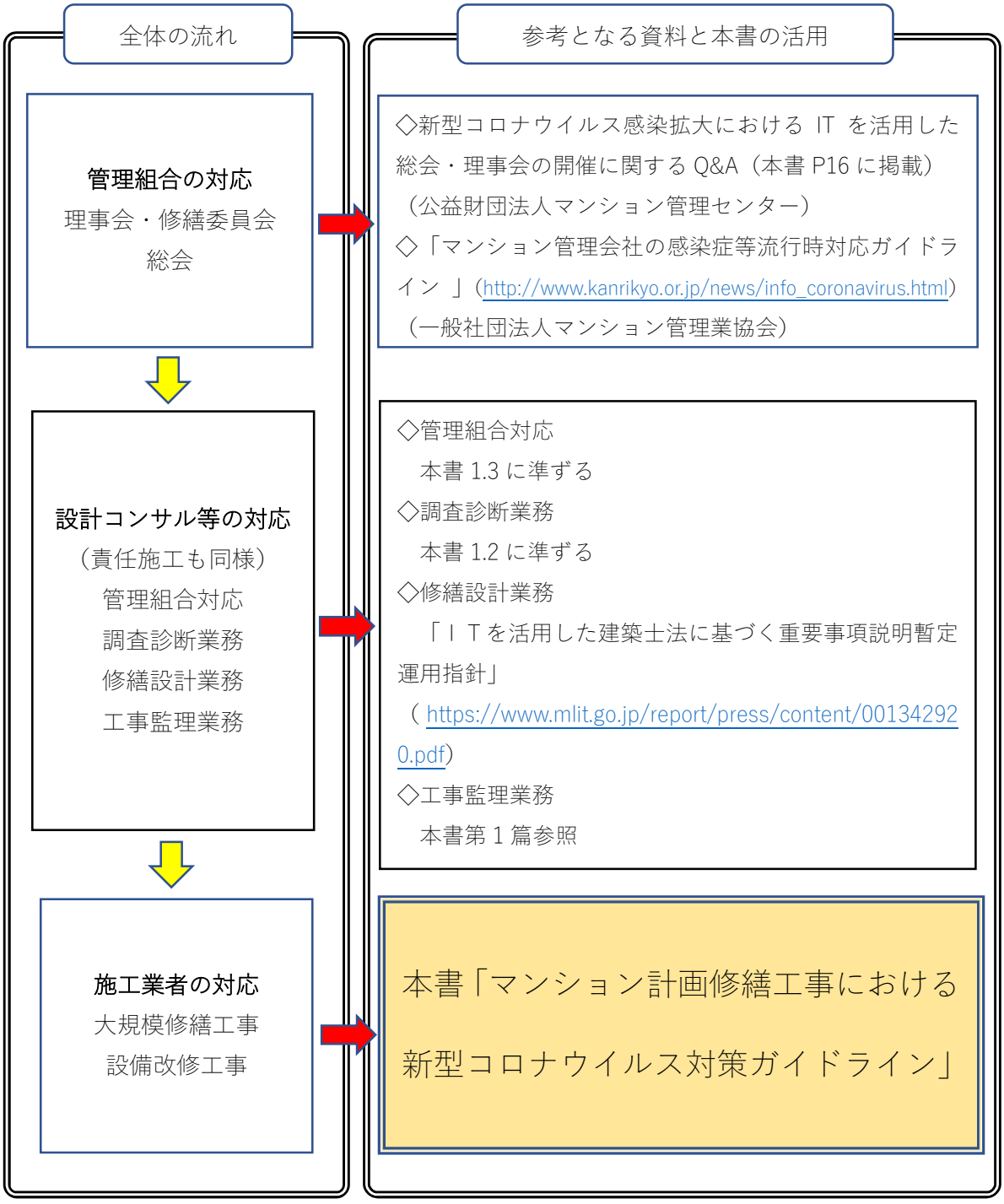

◇マンション計画修繕工事における感染リスクフロー

※この感染リスクフローは感染警戒地域によるものであり、対象となる地域における感染リスクの状況により見直すことが必要。

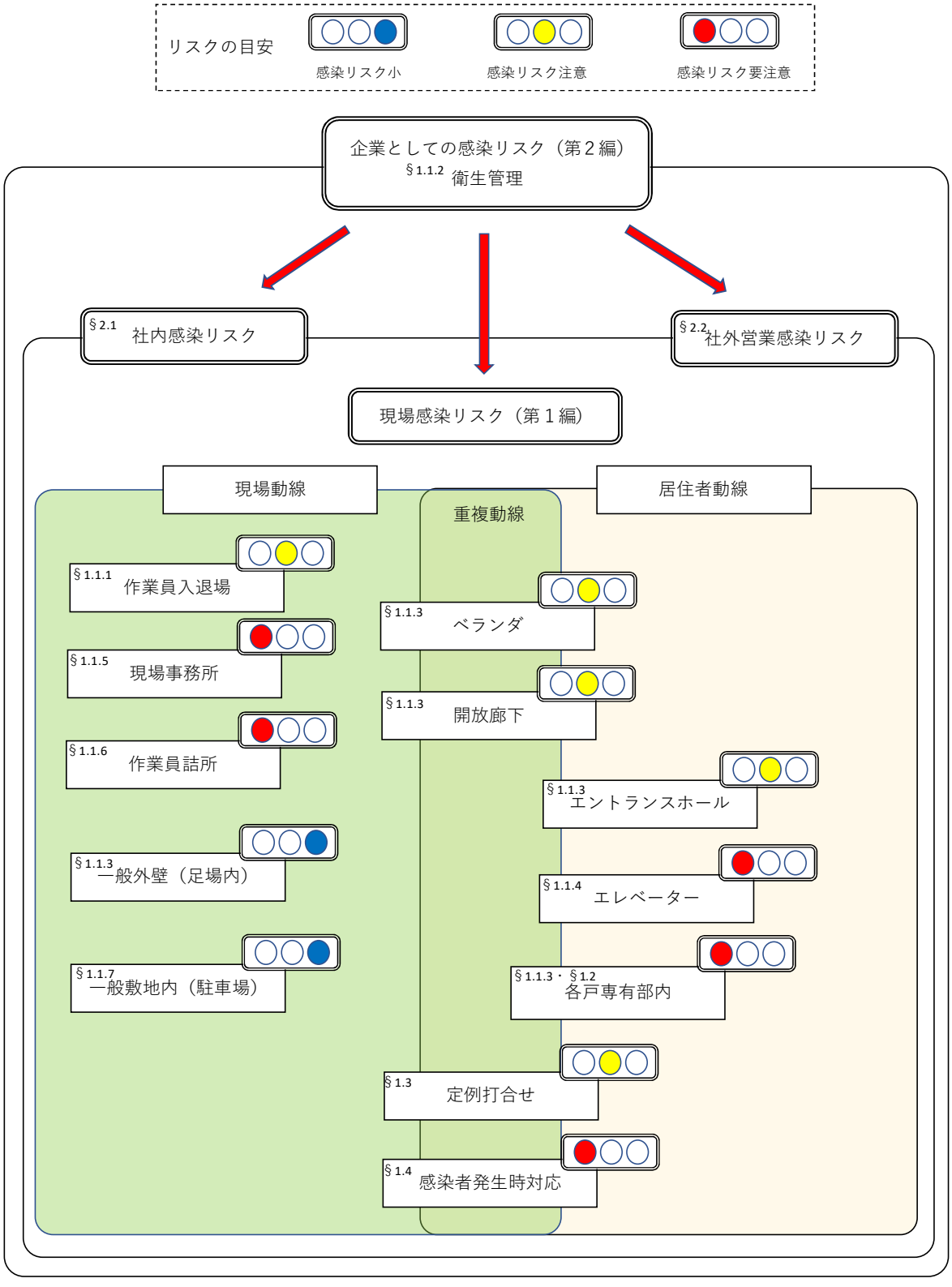

第１編　マンション計画修繕工事の現場対応

1.1　建築工事

マンションの外壁などの大規模修繕工事については、工事対象マンションの立地、形状、工事内容、施工条件により対策の考え方は変える必要があるため、次のフロー図に基づいて該当する項の対策を検討されたい。

図 1.1.1　諸条件による感染予防対策の考え方

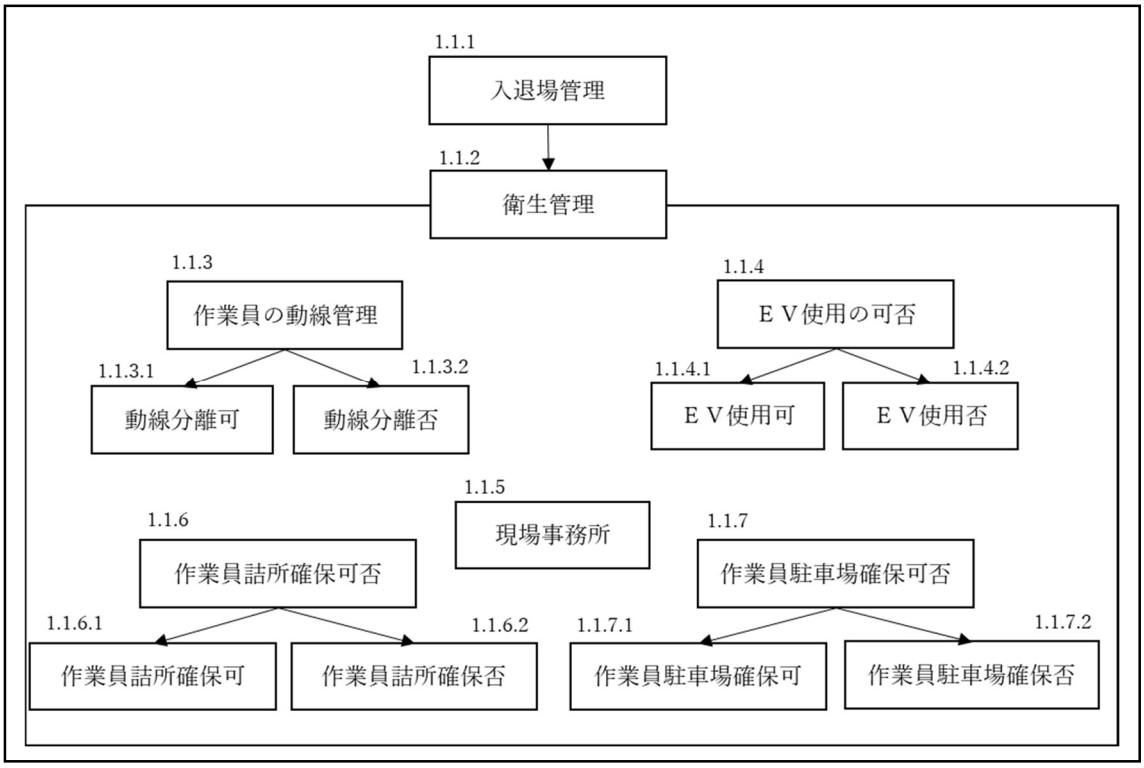

1.1.1　入退場管理

作業員の入退場に関しては、新規入場者教育に感染予防対策事項を周知させておくと共に作業員名簿に基づき次の管理・記録を行う。

①　入場前の体調管理

下請事業者には、個々の作業員に対して出勤前の検温や体調（熱、咽頭痛、咳、下痢等の症状）の自己申告により入場の制限を行う。厚生労働省の指針では、感染の疑いがある下記症状の場合、保健所の「帰国者・接触者相談センター」などに相談してほしいとしている。

「息苦しさ、強いだるさ、高熱などの強い症状のいずれかがある」「高齢者や基礎疾患がある人で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪症状がある」「比較的軽い風邪が続く」の３項目

また、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を積極的に活用し、作業員個々の陽性者との接触可能性通知がある場合は、適切な行動をとるよう指導する。

作業員の通勤に関しては、1.6.1 により駐車場が確保できる場合には、できる限り公共交通機関を避けること及び乗り合わせを避けた通勤手段とすることを推奨する。

② 現場入場時

作業員の毎日の入場時に検温を実施し、体調管理の確認を行い記録する。また、作業員ごとに当日の作業予定と合わせて 1.1.3 の作業箇所までの予定動線について申告してもらい、その動線以外は原則として立ち入らないことを確認させる。新規入場時には次項 1.1.2 以降の該当部分について理解を求める。

多数の作業員が同時期に入場する場合に、非接触型体温測定として赤外線サーモグラフィカメラやサーマルカメラの配置も考えられるが、ハンディ型や据え置き型がありその管理方法を検討すること、また価格も数万円のものから数百万円のものまであるため、管理効率等の費用対効果と合わせて検討する。

また、高気温時などは表面体温が高くなる場合もあるので、その際は日陰で休息後に再度検温を実施することも考慮する。

図 1.1.2　赤外線測定参考資料（アイリスオーヤマ HP より）

商品名	ドーム型AIサーマルカメラ	ハンディ型AIサーマルカメラ
商品画像		
仕様	測定誤差：±0.5℃ 測定温度範囲：30-45℃ 動作環境温度：10~35℃	測定誤差：±0.5℃ 測定温度範囲：30-45℃ 動作環境温度：10~35℃
測定距離	3m	1m
同時測定可能人数	20名	1名
参考価格（税抜）	900,000円	250,000円

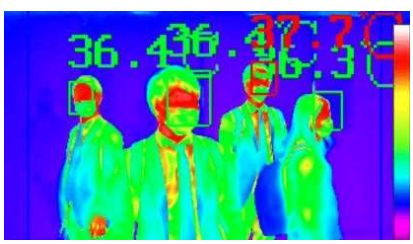

1.1.2　衛生管理

衛生管理については、感染予防の観点から３密の回避は当然のことながら、現場においても個々のマスク等による飛沫感染の防止やソーシャルディスタンス（社会的距離：できるだけ２ｍ（最低１ｍ））の意識を持たせることは重要である。しかし、外部の作業において、高気温・高湿度などの環境では熱中症の恐れがあるため、厚生労働省や環境省では「屋外で人と十分な距離(２ｍ以上)が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクをはずすようにすること」が求められている。発注者である管理組合（以下、管理組合、設計コンサル、元請施工会社を含めて発注者という。）と協議の上、感染の可能性が低い距離が確保される作業環境においては、熱中症対策を優先してマスクの着用を緩和することも検討する。

①　マスクの正しい知識

マスクの知識（対ウイルス感染予防効果）

会話時や咳をした際には、飛沫がでる。飛沫のサイズは様々で、新型コロナウイルスにおいてはエアロゾルの中でも５μｍよりもさらに小さな粒子が周囲に出て、換気が悪い場合には数分から数時間まで滞留する可能性が指摘されている。こうした粒子はマスクと顔の間から吸い込まれる可能性があるといわれている。

マスクは、品質の確かな不織布マスクを使用することが推奨されており、正しいマスクの着用を徹底（厚生労働省 HP「国民の皆様へ（新型コロナウイルス感染症)」参照）する。一方で、自分の飛沫をとばさないようにお互いに不織布製マスクを使うことは有効であるが、そのためにマスクを過信せず、話しをする場合でも会話を短く切り上げることや 2m程度あけて換気の良いところで行うことが望ましい。

なお、N95 マスクは教育を受けた医療従事者が使うものであり、本ガイドラインが対象とする状況においては新型コロナウイルス対策として使うことは想定されない。

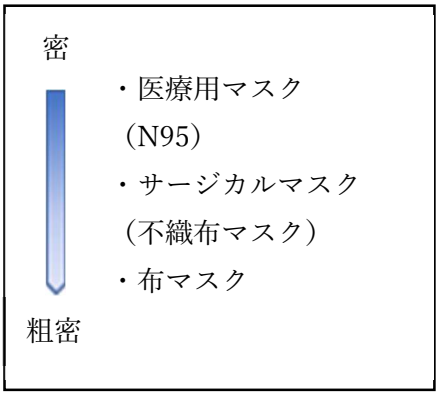

②　消毒、手洗い

工種により軍手を着用する場合や素手で作業することも考えられる。実際の工事作業では、個々の対応としての手洗いのタイミングや作業後の居住者に対する消毒等のタイミングがある。また、消毒に使われる消毒液も多種あるので、それぞれの特性と工事における一般的なタイミングについての目安を以下に示す。

消毒、手洗いのタイミングについて

【手洗い】

・現場入場時

・休憩時

・昼食時

・上記後の作業開始時

【消毒】

・仮設事務所、詰所、トイレ等仮設施設（作業員入場前、昼食及び各休憩前）

・各作業実施前後（各作業単位毎）

手袋について

手袋については、現場作業での感染予防として重機使用の際のハンドル等からの対策として使い捨てゴム手袋の使用が推奨されているが、作業としては手洗い、消毒が優先されている。これは手袋をしていても、ドアノブなどのウイルス付着物に接触すれば手袋にウイルスが付着し、顔などに触れれば手袋をしていなくても感染リスクは同じだからということである。軍手などを使用しなければならない作業の場合などは、ラバー軍手などで小まめに消毒することが有効となる。

消毒液について

【日本渡航医学会-日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド（2020 年 5 月 11 日作成)」より】

職域の消毒に関する基本的な考え方

・消毒前には中性洗剤等を用いて表面の汚れを落としておくこと。

・アルコール消毒液（70%～80%）もしくは次亜塩素酸ナトリウム（0.05%）を用いる。

・トイレの消毒については次亜塩素酸ナトリウム（0.1%）を用いる。

・消毒は拭き取り（清拭）を基本とし、消毒剤の空間への噴霧は必要ではない。

・適切な個人用保護具（マスク、手袋、ガウン等）を用いること。

【「建設業感染予防対策ガイドライン」より】

※60%のアルコール濃度の製品でも消毒効果があるとする報告もあることから、アルコール（エタノール又は２－プロパノール）（70%）が手に入らない場合は、エタノール（60%台）による清拭も許容される。

※設備や器具の消毒は、アルコール（エタノール又は２－プロパノール）あるいは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム溶液等、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

消毒については、経済産業省や厚生労働省から市販の洗剤に含まれる界面活性剤や次亜塩素酸ナトリウムの活用についても公表されているので参考にされたい。

（参考）界面活性剤又は次亜塩素酸ナトリウムによる消毒について

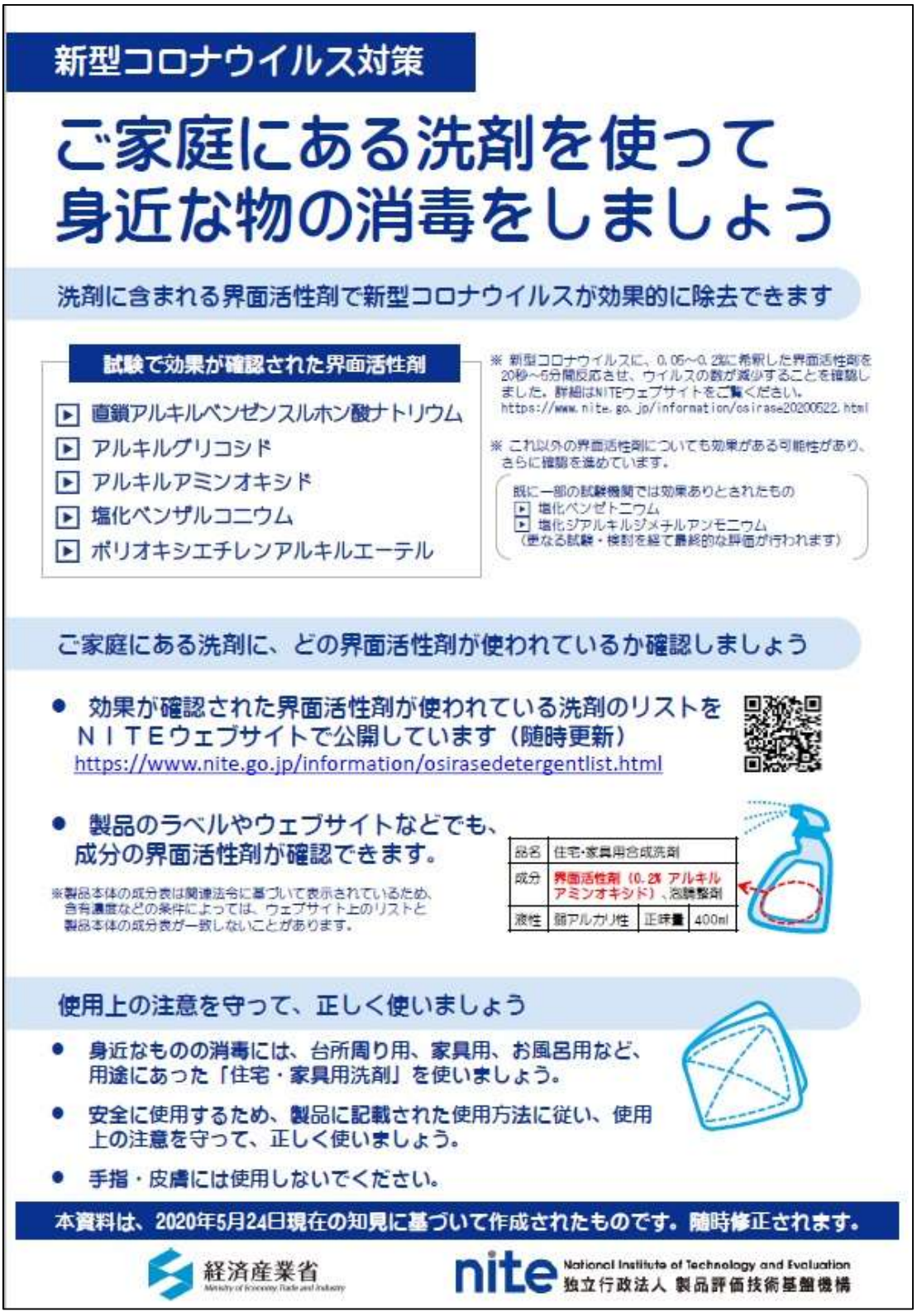

「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合には？

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

台所用洗剤を使って代用することもできます。

(1)洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

（*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）

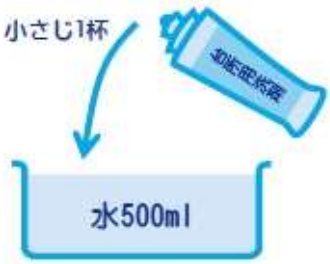

(2)対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3)水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。

(4)乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方

【使用時の注意】
・換気をしてください。
・家事用手袋を着用してください。
・他の薬品と混ぜないでください。
・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー（五十音順）	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水1Lに本商品25mL（商品付属のキャップ1杯）※ ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下していきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水1Lに本商品10ml（商品付属のキャップ1/2杯）が目安です。
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL（商品付属のキャップ1/2杯）
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL（商品付属のキャップ1/2杯）

（プライベートブランド）

ブランド名（五十音順）	商品名	作り方の例
イオングループ（トップバリュ）	キッチン用漂白剤	水1Lに本商品10mL（商品付属のキャップ1/2杯）
西友/サニー/リヴィン（きほんのき）	台所用漂白剤	水1Lに本商品12mL（商品付属のキャップ1/2杯）
セブン&アイ・ホールディングス（セブンプレミアムライフスタイル）	キッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL（商品付属のキャップ1/2杯）

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

（出典：厚生労働省及び経済産業省作成リーフレット
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf）

注意　・希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとして、長時間にわたる作り置きはしないようにします。

・「次亜塩素酸水」は、次亜塩素酸ナトリウム液とは異なるものであり、新型コロナウイルスに対する有効性については現在検討中です。仮に有効性が確認されても、実際に代替消毒手法として活用するにあたっては、適正な使用方法等への配慮について、十分に留意する必要があります。

③　三密の回避

マンションの計画修繕工事においては、対象マンションの敷地や隣接建物、工事車両駐車スペースの余地など既設の施工条件のほか、発注者の施工者への要望に応じた中でこの三密回避の計画をしなければならない。これらについては、1.1.5、1.1.6 の項で解説する。

④　ゴミの管理

使い終わったマスクや鼻水、唾液等がついたゴミを弁当ゴミなどと一緒の袋に入れて工事廃棄物ストッカーなどへ投げ込むとカラスなどに漁られ散乱する恐れもあるので、一般工事廃棄物と分けて管理する。特にマンション居住者の一般ゴミと混在させないよう作業員にも徹底する。ゴミの回収等清掃作業を行う作業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

1.1.3　作業員の動線管理

マンションの修繕工事においては、出来る限り居住者動線と作業者の動線を分離することを原則とするが、その可否によって以下の対応を検討する。

1.1.3.1　動線分離可の場合

各現場において、仮設事務所や作業員詰所から作業場所までの移動経路を検討し、出来る限り居住者と相対さない動線（足場使用）を確保する計画とする。

①　ベランダでの作業

ベランダ側工事については、外部足場からの動線とし、作業時には各居住者に物品の撤去と窓閉めを協力いただき、各ベランダで作業を行う作業員には消毒液を携帯させ、作業対象ベランダ内へ立ち入る前に手指消毒及び作業終了時に手すり等接触部位を、消毒液を用いて清拭を施す。

②　エントランスホールや居住者動線と重なる場所での分離

エントランスホールなどの居住者動線を使用しての移動や作業については、仮囲い又はソーシャルディスタンスが確保できる場合にカラーコーン及びカラーコーンバーで分離することを検討し、提案する。

仮設間仕切りによる動線分離	カラーコーン+バーによる分離

1.1.3.2　動線分離否の場合

開放廊下など居住者動線での作業の場合は、事前に作業時間を居住者に通知し、できるだけその時間帯の通行自粛の協力を得る。

居住者と作業員の動線分離が出来ずに双方の混在動線が存在する箇所は、予め計画動線を掲示、周知し、やむを得ず居住者が通行する場合は、作業員は作業を中止しソーシャルディスタンスを確保する。また、居住者には作業員への直接の質問等の会話は控えていただくよう周知する。

※玄関扉横手・三方枠の塗装について

一般的な鉄部塗装仕様の理解としては、玄関扉の横手及び三方枠戸当たりまでが塗装範囲とされているが、この場合に在宅、塗装、乾燥を各居住者にご協力いただく必要があるが、以下のいずれかとするか発注者と協議する。

① 開閉必要範囲を塗装仕様範囲から除く
② 感染症終息後に対応することとし、別契約とする
③ 管理組合（全戸居住者）の了解のもと感染予防対策を施し実施する

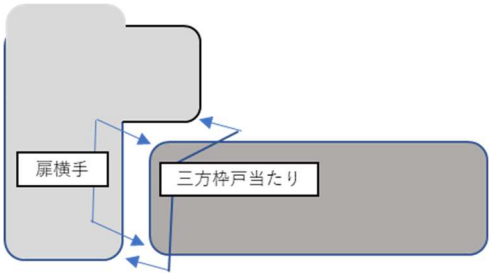

1.1.4　ＥＶ使用の可否

居住者用エレベーターの使用については、作業効率や仮設工事費に大きくかかわる部分なので見積り前に発注者と十分協議することが重要である。

1.1.4.1　ＥＶ使用可の場合

エレベーターの使用が許可される場合でも、荷揚げ作業のみとする場合と作業員動線としても使用可能な場合が考えられる。いずれも居住者への接触を避け、またできる限りの感染防止対策を検討する。

◇工事使用する場合の感染対策

ア．朝夕の通勤・通学の時間帯には使用を計画しない。
イ．乗車居住者がいる場合は、使用しない。
ウ．〇階（適宜設定）以上の作業者（又は材料運搬）とする。
エ．一度の乗車人数を〇人（エレベーター定員による）に制限する。

オ．乗車中は壁面を向く。
カ．1.1.2 の②に合わせた消毒（接触可能範囲）
キ．ＥＶボタンの非接触ツールを使用する。

1.1.4.2　ＥＶ使用否の場合

エレベーターの使用ができない場合は、階高や作業効率により工事用エレベーター（人荷用）又は荷揚げ設備を設けることを検討する。特に大型マンション（横移動距離が長いもの）の場合は複数台の設置もあり得るため、発注者との事前協議が必要である。

1.1.5　現場事務所の管理

現場事務所は、現場体制や工事規模により色々なパターンが想定される。基本的には 1.1.2　入退場管理、1.1.3　衛生管理及び「建設業感染予防対策ガイドライン」（３）建設現場の「（ｉ）建設現場における対応」を原則とするが、この他社内ルールが定められていればこれに則ること。また、1.1.6 も参考とされたい。

（ｉ）建設現場における対応（抜粋）
・事業所内に感染防止対策を示したポスター（保健所等の連絡先を明記することが望ましい）やロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避※等の意識向上と作業姿勢の定着を図る。
□現場事務所等での業務・打合せに関する取組事例
〇事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気
〇WEB(TV)会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減
〇対面での打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保
〇時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小
〇現場事務所等での空気清浄機の使用 等
□朝礼・KY 活動における取組事例
〇朝礼時の配列間隔の確保
〇対人間隔が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等
〇伝達事項等に即した朝礼等の時間短縮や内容の効率化
〇肩もみ等の接触を伴う活動の省略
〇マスクの入手が困難な場合の指差し呼称の省略
〇朝礼時の体温測定等
〇テレビ通話ツール等の利用による現場・事務所間の遠隔開催 等

※「三つの密」回避：密閉、密集、密接のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるよう日頃から徹底する。

◇現場事務所等の換気について

換気に関しては、厚生労働省の発表に基づくと、オフィスや商業施設では一人当たり 30 ㎥/h の換気量が確保されていれば、感染を確実に予防できるとはいえないものの、換気の悪い密閉空間には当たらないとしている。

換気の方法は自然換気と機械換気があり、仮設ハウスなどでは換気ファンを設置することが推奨されるが、仮設ハウスのリースでは予め換気扇が組み込まれている場合もあり、この換気扇の有効換気容量と仮設ハウスの室容積（㎥）により入室定員を算出することになる。また、仮設ハウスの 2 方向に窓を設け、窓開けによる自然換気を併用することも推奨されている。（公益社団法人日本産業衛生学会が新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策用換気シミュレータを公開しているので、現場での参考にされたい。http://jsoh-ohe.umin.jp/covid_simulator/covid_simulator.html ）

具体的な対策としては、次のような対応を行う。

（1）適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1 時間に 2 回以上、かつ、1 回に 5 分間以上）の徹底

（2）CO^2 測定装置の設置と常時モニター（1000ppm 以下）の活用。（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）なお、CO^2 測定装置を設置する場合、室内の複数箇所で測定し特に換気が不十分となりやすい場所に設置。

（3）HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的併用。

1.1.6　作業員詰所確保可否

作業員の詰所を計画する際には、三つの密のいずれも回避する計画が重要である。マンションの大規模修繕工事においては、敷地の制約を受けるケースも見受けられ、仮設ハウスの設置スペースが確保できるかどうかで作業計画の立て方が違ってくる。感染症予防を考える場合、単純な工程計画だけでなく、同一時期の最大作業員数を考慮し、設置可能な仮設ハウス等の規模と合わせて計画しなければならない。特に休憩スペースとなる場合は、居場所の切り替わりとして感染リスクが高まる「5 つの場面」(P45 参照) となるため、次の（ⅳ）休憩・休息スペースにおける対応に留意する。

1.1.6.1　作業員詰所確保可の場合

作業員詰所確保が可能な場合は、「建設業感染予防対策ガイドライン」の（3）建設現場（ⅳ）休憩・休息スペースから（ⅴ）トイレに準ずるものとする。

（ⅳ）休憩・休息スペース

・共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。

・使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。

・喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り 2 メートルを目安に距離を確保

するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、休憩スペースの追設や休憩時間をずらす等の工夫を行う。
・特に屋内休憩スペースについては、常時換気を行う、休憩室の他に車中や更衣室を利用する、班別に休憩時間を分散化する、簡易なパーテーション（アクリル板等）を設置する等、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。
・食堂等で飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引く、車中で食事を取るほか、できる限り２メートルを目安に距離を確保するよう努める。
施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないようにする。これらの措置が困難な場合は、簡易なパーテーション（アクリル板等）を設置する。
□食事・休憩時における取組事例
○休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行
○車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化
○更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保
○簡易なパーティション（アクリル板等）による密接の防止
○手洗い時のタオルの撤去（ペーパータオルの利用等） 等
（ｖ）トイレ
・便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する箇所（ドアノブ、トイレットペーパーホルダー、水栓レバー、便座、スイッチパネル、蛇口等）は清拭消毒を行う。
・トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
・ハンドドライヤーは利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

1.1.6.2　作業員詰所確保否（難）の場合

マンションによっては、敷地が狭小な場合で仮設ハウスが設置できない場合もある。この場合、集会室を借用する場合や建物共用部を仮設間仕切りで仕切る場合、近隣の賃貸物件を借室する場合、外部空地利用の場合（車両利用については 1.1.7 による）などが考えられる。発注者が見積合わせによる見積依頼をするケースでは、見積額の低減を優先するあまり感染予防対策がおろそかにならないよう、見積条件として提示してもらうことが望まれる。

①　集会室借用の場合

使用に際して三密回避としての原則は 1.1.5、1.1.6 による。工事終了後の清掃による原状回復はもちろんであるが、見積条件としてクロス等内装の貼り替えや消毒などの要否は明確にする。

②　仮設間仕切りで仕切る場合

使用に際して三密回避としての原則は 1.1.5、1.1.6 によるが、喫煙場所、トイレにつ

いては別に設置することを前提とする。

間仕切りの仕様に関しては、設置場所によりどこまでのレベルとするかを発注者と協議する。

例：ア　間柱+ＰＢ（片面又は両面貼り）

イ　桟木+養生シート

ウ　桟木+養生ビニール　　等

③　近隣の賃貸物件を借室する場合

使用に際して三密回避としての原則は 1.1.5、1.1.6 による。

④　外部空地利用の場合

敷地内外部空地を利用することを前提として計画する場合は、居住者動線から最低 2 メートルの離間距離を確保し、作業員間の距離も 2 メートルを確保できるようグループ分け、時間帯分け等により計画する。

1.1.7　作業員駐車場確保可否

マンションの修繕工事では、工事用車両の駐車スペースを確保することも難しいが、確保できれば 1.1.6 の昼食や休憩スペースとして活用することも可能となるため、1.1.6 とこの 1.1.7 は連動して計画することが必要である。

1.1.7.1　作業員駐車場確保可の場合

作業員駐車場が確保できる場合は、車内での昼食や休憩スペースとして活用することが可能となるため、ある程度工程管理、施工管理の中で最大同日作業者人数、三密を避けた詰所の定員数、駐車場利用予定台数等を見込んでおき、効率的な衛生管理を行う。

ただ、大気汚染防止法における自動車の排出ガス抑制も考慮する必要があることから、夏場など車内でエアコンを使うためにアイドリング状態にすることは現場敷地内を含めて避けさせなければならない。

1.1.7.2　作業員駐車場確保否の場合

作業員駐車場が確保できない場合では、次のようなケースが考えられる。

①　近隣空地又は駐車場の借用

近隣空地や駐車場が借用できる場合は、その台数を勘案して 1.7.1 に準じることができる。

②　作業員の公共交通機関の利用

作業員に公共交通機関を使用させる場合には、時差通勤を推奨し混雑時を避けさせる他、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内等密閉空間での会話をしないこと及び現場到着時に速やかに手洗いすること等を徹底する。

1.2　専有部分立入工事等

専有部分立入工事については、給排水管改修工事、玄関扉・サッシ交換工事等を想定するが、他の調査診断における立ち入りでも対策は同様である。専有部分立入工事等でも現場への入退場や一般衛生、共用部分の作業については１．建築工事に準ずることができるため、ここでは専有部分内の対策についてのポイントを述べる。

◇専有部分内立ち入り時の対策とポイント
【工事・調査診断共通】
・入室する人数を最小限にし、マスクは必須とする。
・入室する作業員は、１部屋ごとに手指の消毒又はゴム手袋を交換する。
・作業者同士での会話は極力少なくし、かつ小声とする。
・専有部分内の作業範囲以外はできるだけ触れず、接触部分については、作業前後に必ず消毒を施す。
【工事作業】
・室内養生は使い回しせず、１部屋ごとに新しいものとする。
・作業中は室内の機械換気を使用してもらうほか、玄関扉や窓を開け換気を行う。

専有部分内の作業については給排水の配管工や調査員だけでなく、電気工、ガス工、木工、内装工など多工種の作業員が立ち入ることが考えられることから、すべての作業員に対して徹底させる体制が必要である。また、万が一感染発症者が確認された場合に備え、専有部分の作業に関わるすべての作業者の履歴を保存する。

1.3　工事中の管理組合対応

工事中の打ち合わせや定例会議など、発注者との打合せ方法について予め協議しておく。WEB(TV)会議やメール・電話など、使用可能なツールを活用し、できるだけ接触を避けられる方法を検討する。WEB 会議のシステムツールは現在様々なものが無料、有料で公開されており、管理組合側がスマートフォンやタブレット端末を使用する場合には、データ通信料がかかる場合もあるので注意が必要である。

相手方がパソコンやスマートフォンの扱いが不慣れな場合もあるため、一律な方法ではなく、選択できる又はそれらの複合による方法も検討する。例えばソーシャルディスタンスを確保できる打合せ場所を確保できるようにする、または対面での打ち合わせでは対面シールドを準備するなどである。

対面シールドの例

また、一般居住者からの問い合わせなどについても、電話やメールなどに限定する。

工事の中間検査や竣工検査については、発注者との協議

により以下の方法も検討する。

① 工事中の各工程の施工状況報告（施工写真）を WEB 上に掲載し、随時確認してもらうことにより現場での検査を省略する。

② ウェアラブルカメラ等を活用し、発注者が画面越しに確認できるようにする。

③ 発注者が現場で検査を実施する場合は、来客用ヘルメット等の消毒、マスク着用、ソーシャルディスタンスを確保して行う。

【ウェアラブルカメラの活用例】

1.4 感染者が確認された場合の対応

作業員の感染が確認された場合、1.1.1 の②の記録を残しておくことにより現場内での行動範囲を限定することができる。また、予防対策を適切に行うことで、感染該当者との濃厚接触が避けられ、クラスターの発生を抑制することにつながる。

以下は、建設業感染予防対策ガイドラインによる。

3．講じるべき具体的な対策

（7）感染者が確認された場合の対応

①従業員・作業員の感染が確認された場合

・従業員・作業員が感染した旨を速やかに受注者から発注者に報告する等、所要の連絡体制の構築を図るとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じる。

・感染者の行動範囲を踏まえ、保健所等の指示に従い、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせる等の対応を検討する。

・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されることがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

・ 建設現場・オフィス内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた対応を行う。

1.5　現場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止チェックリスト

マンション計画修繕工事

現場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止チェックリスト

項　　目	確認
1　契約事項	
・発注者と感染対策の詳細について定めがある。	はい・いいえ
・発注者と陽性者が出た場合の取り決めがある。	はい・いいえ
・下請業者と感染対策の詳細について定めがある。	はい・いいえ
2　感染予防のための体制	
・元請事業者として感染予防対策に積極的に取り組むことを表明している。	はい・いいえ
・新規入場者教育において感染予防対策の周知を行っている。	はい・いいえ
・現場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者等）	はい・いいえ
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
3　感染防止のための基本的な対策	
(1)入退場管理	
・入退場前の個々の体調管理について周知している。	はい・いいえ
・入場時の検温を実施し、体調管理の確認を行い記録している。	はい・いいえ
(2)衛生管理	
・マスクは不織布マスクの着用を指示している。	はい・いいえ
・布マスク、ウレタンマスク着用者は現場で不織布マスクを用意し、付け替えさている。	はい・いいえ
・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はい・いいえ
・現場での大声を控えさせている。	はい・いいえ
・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている（手指消毒薬の使用も可）。	はい・いいえ
・現場に消毒液を備えている。	はい・いいえ
・消毒液について正しく理解している。	はい・いいえ
・トイレ、作業員詰所等の清拭消毒を行う者、時期を取り決めている。	はい・いいえ
・バルコニー等居住者が触れる部分の作業において、作業員に消毒液を携行させ、作業終了時に清拭消毒を行わさせている。	はい・いいえ
(3)三密の回避	
・現場事務所、作業員詰所の三密回避の計画を行っている。	はい・いいえ
・現場事務所、作業員詰所の換気対策を行っている。	はい・いいえ
・朝礼、打合せ会議等について、三密とならない対策を行っている。	はい・いいえ
(4)作業員の動線管理	
・居住者とできるだけ接触を避ける動線管理計画としている。	はい・いいえ
・作業員の作業前の予定動線及び作業終了後に実施動線報告の管理を行っている。	はい・いいえ
・EVを使用する場合の感染対策について周知している。	はい・いいえ
(5)ゴミの管理	
・マスク、鼻水、唾液等の付いたゴミはビニール袋に入れて処理を行っている。	はい・いいえ
・現場の一般ゴミは居住者のゴミとは一緒しないよう周知している。	はい・いいえ
・ゴミの回収等清掃作業を行う作業員は、マスクや手袋を着用し、作業後の手洗いを徹底させている。	はい・いいえ
(6)管理組合対応	
・管理組合との打ち合わせ等はWEB等を活用し、三密とならないよう配慮している。	はい・いいえ
・発注者が現場で検査を実施する場合は、来客用ヘルメット等の消毒、マスク着用、ソーシャルディスタンスを確保して行っている。	はい・いいえ
(7)専有部分内の工事	
・室内養生は使い回しせず、1部屋ごとに新しいものにさせている。	はい・いいえ
・作業中は室内の機械換気を使用してもらうほか、玄関扉や窓を開け換気を行わせている。	はい・いいえ
・入室する作業員にマスク着用、手指消毒、会話の制限等の指示を行っている。	はい・いいえ
(8)感染者が確認された場合の対応	
・感染者が出た場合の連絡体制が構築されている。	はい・いいえ
・(4)の作業動線の管理で行動範囲を特定できるようにしている。	はい・いいえ
・消毒が必要となった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ

第２編　企業としての感染防止等の対策

2.1　社内の感染防止対策

社内の感染防止対策については、「建設業感染予防対策ガイドライン（令和３年５月12日改訂版)」の「（４）オフィス等における勤務」から「（５）通勤」「（６）従業員・作業員に対する協力のお願い」「（７）感染者が確認された場合の対応」が示されている。また、これらの対応について、その前段で「厚生労働省より「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト（別紙１)」(「緊急事態宣言の延長を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について（令和３年２月12日)」）が労使団体の長宛てに通知されているので、建設現場の状況に応じて適宜活用されたい。」とされているので、これらを参考にする。

「建設業感染予防対策ガイドライン」

（４）オフィス等における勤務

・従業員が、できる限り２メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、人員配置について最大限の見直しを行う。
・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けん等を配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。
・従業員に対し、勤務中のマスク等の着用を促す。
・飛沫感染防止のため、座席配置等は広々と設置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにする等工夫する（その場合でも最低１メートルあける等の対策を検討する)。
・窓が開く場合１時間に２回以上、窓を開け換気する。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。
・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
・人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
・外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避ける等、人混みに近づかないようにする。
・出張は、地域の感染状況に注意し、不急の場合は見合わせる。
・外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
・会議やイベントはオンラインで行うことも検討する。
・株主総会については、事前の議決権行使を促すこと等により、来場者のない形での開催も検討する。
・会議を対面で行う場合、マスクを着用し、換気に留意する。また、椅子を減らした

り、机等に印をつけたりする等、近距離や対面に座らないように工夫する。
・対面の社外の会議やイベント等については、参加の必要性をよく検討したうえで、参加する場合は、最小人数とし、マスクを着用する。
・採用説明会や面接等については、オンラインでの実施も検討する。
・テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン等を参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備等に配慮する。
・オフィス内に感染防止対策を示したポスター（保健所等の連絡先を明記することが望ましい）やロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る。

（５）通勤

・テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務)、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務)、変形労働時間制、週休３日制等、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
・自家用車等公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認することが考えられる。

（６）従業員・作業員に対する協力のお願い

・従業員・作業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を８割減らす 10 のポイント（別紙 5)」(新型コロナウイルス感染症専門家会議（令和２年４月 22 日)）や「『新しい生活様式』の実践例（別紙 6)」(新型コロナウイルス感染症専門家会議（令和２年５月１日（令和２年６月 19 日一部変更)))、「新型コロナウイルス職場における「４つ」の対策ポイント（別紙７)」、「感染リスクが高まる「５つの場面」（別紙８)」、「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント（別紙９)」、「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（別紙 10)」の周知や、内閣官房「感染の再拡大防止特設サイト」10 に掲載されているポスター等（別紙 11～20）の活用等の取組を行う。
・ 外国人労働者が職場における感染防止対策の内容を正しく理解できるように、「職場の新型コロナウイルス感染症対策、外国人労働者のみなさんにも「正しく伝わっていますか？」(別紙 21)」や、日本語及び各国語版の「外国人の方に向けた感染拡大防止のための留意点（別紙 22)」を活用する等して、外国人労働者一人ひとりの状況に応じた配慮を行う。)）を周知する等の取組を行う。
・公共交通機関や図書館等公共施設を利用する従業員・作業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内等密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。
・作業服等を貸与している場合、こまめに洗濯するよう促す。

・患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員・作業員が職場復帰する場合には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 18 条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて（別紙 23)」において、就業制限解除時の PCR 検査は必須ではないことや、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり職場等に証明を提出する必要はないこととされていること等を踏まえ、就業制限の解除に関する取扱いに留意する。
・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員・作業員やその関係者が事業場内で差別されることがないよう、「『新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律』における差別的取扱い等の防止に関する規定の周知について（別紙 24)」を踏まえ、従業員・作業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
・発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。
・過去 14 日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。
・ 感染の拡大の防止のため、厚生労働省が無償で提供するスマートフォン用の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を従業員等に呼び掛ける。（別紙 25）
・取引先等企業にも同様の取組を行うことが望ましい。

（７）感染者が確認された場合の対応

①従業員・作業員の感染が確認された場合

・従業員・作業員が感染した旨を速やかに受注者から発注者に報告する等、所要の連絡体制の構築を図るとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じる。
・感染者の行動範囲を踏まえ、保健所等の指示に従い、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせる等の対応を検討する。
・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されることがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
・建設現場・オフィス内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態

に応じた対応を行う。
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）による通知のあった従業員等には、アプリの画面に表示される手順に沿って検査の受診を促す。
②複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合
・ 保健所等、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール（例）（別紙 26)」、「新型コロナウイルス感染症による労働災害も労働者死傷病報告の提出が必要です。(別紙 27)」、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る労災認定事例（別紙 28)」（「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理について（令和 2 年 11 月 27 日基発 1127 第 1 号)」）が労使団体の長宛てに通知されているので、参照されたい。

※別紙については下記の国土交通省 HP を参照されたい。
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001412231.pdf

上記ガイドラインの別紙 1「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」、別紙 4「新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール（例)」は、巻末資料として掲載した「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について（令和 2 年 5 月 14 日基発 0514 第 9 号)」に入っているので、参考にされたい。

2.2 職場における検査の更なる活用・徹底

令和 3 年 8 月に政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会より 、「自治体は、学校、職場、保育園等において、体調が少しでも悪い場合には気軽に抗原定性検査や PCR 検査を受けられるよ う促すこと。検査陽性者を確認した際には、医師や健康管理者は、保健所の判 断が無くても、さらに濃厚な接触の可能性ある者検査を促すこと 」との提言があったことを踏まえ 、次のような職場における検査の更なる活用・徹底が依頼されている。

・普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握すること。
・体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底すること。
・出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施すること。
・抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対して PCR 検査等を速やかに実施すること。

・抗原簡易キットの購入にあたっては、
① 連携医療機関を定めること
② 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
③ 国が承認した抗原簡易キットを用いることが必要。

また、寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的な PCR 検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。

詳しい実施手順は巻末資料 2 に掲載しているので参考にされたい。

2.3 社外営業（管理組合対応）の対応

マンション管理組合でも、感染予防として総会、理事会を開催する場合の対応が難しくなっている。公益財団法人マンション管理センター（国土交通大臣指定マンション管理適正化推進センター）では、2020 年 5 月 20 日に管理組合向けに「新型コロナウイルス感染拡大における IT を活用した総会・理事会の開催に関する Q&A」を公表しているが、いずれにしても管理組合側の要望に沿わなければならないが、そのやり方について複数の案は用意しておく。

基本的には「3．工事中の管理組合対応」の WEB 対応やソーシャルディスタンスの確保といったことに準ずるが、ヒアリングや会社 PR については、極力自社参加人数を必要最低限に制限し、また、一人がパソコンやプロジェクターなどを利用し、WEB で複数人を参加させることなども一案である。

新型コロナウイルス感染拡大における IT を活用した総会・理事会の開催に関する Q&A
Q1 区分所有法における集会 の開催について 、 IT を活用することはできますか。
A1
(1) 電磁的方法による議決権行使
区分所有者は、規約または集会の決議により、電磁的方法によって議決権を行使することができるとされており（区分所有法第 39 条第 3 項)、集会に出席せずに、電子メールの送信や WEB サイトへの書込み等の電磁的方法を用いて議決権を行使することができます。
なお、事後の紛争の発生を防止する観点から、議決権を行使する区分所有者の本人確認のため、電磁的方法を用いた議決権の行使に際して電子署名を付することとしたり、あらかじめパスワードを割り当てておき、これを入力することとしたりすることが望ましいと考えられます。

(2) WEB 会議システム等を用いた集会の傍聴

集会が行われる会場を WEB 会議システム等を用いて中継し、区分所有者が中継動画を傍聴することは可能と考えられます。

もっとも、この場合には、議決権行使の意思のある区分所有者は、書面や電磁的方法による事前の議決権行使や、委任状等で代理権を授与する代理人による議決権行使を行うことが必要であり、その旨をあらかじめ 招集通知等で区分所有者に周知することが望ましいと考えられます。

WEB 会議システム等を用いて集会の中継を行うにあたっては、動画配信を行う WEB サイト等にアクセスするための ID 及びパスワードを、招集通知等とあわせて通知すること等が考えられます。

なお、区分所有者が 、単に傍聴をするのではなく、WEB 会議システム等を用いて集会に出席し、議決権を行使することを認めることについては、第三者が区分所有者になりすました場合やサイバー攻撃や大規模障害等による通信手段の不具合が発生した場合等には、集会の決議が無効となるおそれがあるなどの課題に留意する必要があります。

Q2 区分所有法では 集会 の開催について、第 45 条 1 項で「(略) 区分所有者全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる」としていますが、当管理組合は総戸数が多いこともありこれを採用することが非常に困難な状況です。現下の状況においては、「区分所有者全員の承諾を得なくてはならない」とする要件を、規約によって緩和することはできませんか。

A2

区分所有法第 45 条第 1 項は、区分所有者が集会において報告を受け、討議をした上で意思決定をすることの重要性にかんがみ、集会を開催せず、区分所有者の書面又は電磁的方法による議決権行使のみをもって決議を行うためには、区分所有者全員の承諾が必要であるとしています。そのため、この全員承諾要件を規約によって緩和することはできないものと考えられます。

他方で、区分所有法においては、この制度とは別に、集会を開催した上で、議決権行使を書面又は代理人により行うこと（区分所有法第 39 条第 2 項）や、電磁的方法により行うこと（同条第 3 項）が認められていますので、大規模な区分所有建物において集会を開催するに当たっては、これらの方法を活用することが考えられます。

なお、IT を活用した集会の開催については、Q1 を参照してください。

（※）書面や電磁的方法による議決権の行使は、集会に出席しない区分所有者が、集会の開催前に、議事について賛否を記載した書面や電子メール等を集会の招集権者に提出することによって議決権を行使するものです。ただし、書面や電子メール等の提出をしたからといって必ずしも集会に出席したと扱われるわけではなく、区分所有法上は、定足数に関する規約がある場合において集会の決議をするためには、別途、その定足数を満たす必要があります。もっとも、規約に「書面、

電磁的方法又は代理人によって議決権を行使する者は、出席組合員とみなす（標準管理規約第 47 条第 6 項)」旨の規定がある場合には 、書面や電子メール等により議決権を行使した者も集会に出席したものと扱うことができます 。

Q3 当管理組合の管理規約では､IT を活用した理事会開催を認める規定がありませんが、現下の状況では参集して理事会を開催することが困難であることから、IT を活用した理事会の開催を検討しています。事態収束後には総会を開催し、管理規約に当該規定を設けることについて追認を得ようと考えていますが、そのような方法が可能でしょうか。

A3

一般的には、理事会の運営等については、管理規約の定めによるほか、別に細則を定めることができることとされており（標準管理規約第 70 条)、あらかじめ管理規約や細則で定めることにより、理事会について WEB 会議システムや電子メール等を用いて開催することは可能です。

しかしながら、管理規約や細則に理事会の運営等に係る特段の定めがない場合であっても、新型コロナウイルス感染拡大の予防という観点から、新型コロナウイルス感染症への対応が求められる当面の間においてやむを得ず管理規約に規定されていない手法による対応が求められる際には、区分所有者からの理解や了承が得られれば、そのような対応がなされても不適切ではないと考えられます。

いずれにしても、WEB 会議システムや電子メール等を用いた理事会を開催する場合、これらを用いることができない理事に対して理事会の議事について質問の機会の確保、書面等による意見の提出や議決権行使を認めるなどの配慮や、通常の理事会と同様、管理規約や細則に則り理事会議事録を作成することが必要となる点などについてご留意ください。

2.4 工事請負契約

今回の新型コロナウイルス感染症対策は、業界的にもこれまでに例のない出来事であり、何をどこまでやれば正解かということが、まだすべての答えが出ていない状況である。特に 2020 年 4 月に民法改正に伴う工事請負契約約款が改正され、瑕疵担保責任が契約不適合責任という文言に変わったこともあり、マンション計画修繕工事の感染症対策をする旨の記載が仕様書に盛り込まれた際、何をどこまでするかということを明確にしておく必要がある。特にマンションの修繕工事では、居住者が多数いる中でウイルス対策に対する考え方は様々であり、見積り、契約の前に十分に発注者とのコンセンサスを得ておくことが重要である。

2.4.1 新型コロナウイルス感染症対策要項書（例）

ここまで、マンション修繕工事に関する感染症対策の考え方を示してきたが、こう

した対策に係る費用は工事費に反映するものであり、発注者がどこまでの対策を要望するかを明確にしておく必要がある。本ガイドラインでは、発注者や設計コンサル等との各種対策を協議、選択できるようにするための「新型コロナウイルス感染症対策要項書（例）」をP29に示しているので参考にされたい。

2.4.2　工事請負契約約款への追補

現場でどれだけ対策を講じていても感染者が発生するケースが考えられる。これは受注者だけでなく、発注者の中においてもあり得ることである。この場合に保健所等の指導を含めてやむを得ず工事を一時中止しなければならないことも想定しておく必要がある。

国土交通省では、令和2年4月8日の事務連絡で主な民間発注者団体に次の文書を参考送付している。これらを踏まえて民間（七会）連合協定マンション修繕工事請負契約約款の「第20条　不可抗力による損害」、「第30条　発注者の任意の中止権及び解除権」、「第31条　受注者の中止権」について、新型コロナウイルスによる感染発生時の取り決めを協議して決めておくことも必要である。

【国土交通省　令和2年4月8日事務連絡】

事務連絡
令和2年4月8日

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に伴う工期の見直しや請負代金額の変更、施工の継続が困難な場合の一時中止の対応等については、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」（令和2年2月 25 日付け国土入企第52 号）等により、地方公共団体等あてに通知するとともに、貴団体など民間発注者団体等あてにも参考送付させていただいたところです。

令和2年4月7日、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がされたことを踏まえ、施工中の工事等における一時中止措置等の対応や、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について、別添1のとおり地方公共団体あてに通知するとともに、別添2のとおり建設業者団体等あてに事務連絡を送付しておりますので、参考まで送付いたします。

なお、今回の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う資機材等の調達困難や感染者の発生等については、受発注者の故意又は過失により施工できなくなる場合を除き、建設工

事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、受注者は、発注者に工期の延長を請求できるとともに、増加する費用については発注者と受注者が協議をして決めることとされておりますので、貴団体傘下の企業が発注する工事におかれましても適切な対応が図られるよう、よろしくお取り計らい願います。

【民間（七会）連合協定マンション修繕工事請負契約約款】

第 20 条 不可抗力による損害
(1) 天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者、受注者いずれにもその責めを帰することのできない事由(以下「不可抗力」という。)によって、この工事の出来形部分、工事仮設物、工事場所に搬入した工事材料、建築設備の機器(有償支給材料を含む。)又は施工用機器について損害が生じたときは、受注者は、事実発生後速やかにその状況を発注者に通知する。
(2) 本条(1)の損害について、発注者及び受注者が協議して重大なものと認め、かつ、受注者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、発注者がこれを負担する。
(3) 火災保険、建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を本条(2)の発注者の負担額から控除する。

第 30 条 発注者の任意の中止権及び解除権
(1) 発注者は、受注者が工事を完成しない間は、必要によって、書面をもって受注者に通知してこの工事を中止し又はこの契約を解除することができる。この場合、発注者は、これによって生じる受注者の損害を賠償する。
(2)発注者は、書面をもって受注者に通知して、本条(1)で中止されたこの工事を再開させることができる。
(3)本条(1)により中止されたこの工事が再開された場合、受注者は、発注者に対して、その理由を明示して、必要と認められる工期の延長を請求することができる。

第 31 条 受注者の中止権
(1) 次の各号の一にあたるとき、受注者は、発注者に対し、書面をもって、相当の期間を定めて催告してもなお解消されないときは、工事を中止することができる。ただし、d の場合は、発注者への催告を要しない。
a.発注者が前払又は部分払を遅滞したとき。
b.発注者が第 2 条の工事場所などを受注者の使用に供することができないため受注者が施工できないとき。
c.本項 a 又は、b のほか、発注者の責めに帰すべき事由により工事が著しく遅延したとき。
d.不可抗力のため、受注者が施工できないとき。
(2) 本条(1)における中止事由が解消したときは、受注者は、工事を再開する。
(3) 本条(2)により工事が再開された場合、受注者は、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる。

新型コロナウイルスの感染者が発生した場合は、受発注者の故意又は過失によるものを除いて、原則として不可抗力という解釈で、その費用負担については発注者と受注者で協議して決めるということになっている。

このことに関しては、工事請負契約書に「その他特記事項」として定めておくことが望まれる。以下に特記事項記載例を以下に示すので、発注者と協議されたい。

【民間（七会）連合協定マンション修繕工事請負契約書式】

11. その他（特記事項があればこの欄に記入する。） 本工事において、要項書に基づく新型コロナウイルス対策を施していたにもかかわらずに感染者が確認された場合は、「第 20 条不可抗力による損害」によるものとする。

2.4.1　新型コロナウイルス感染症対策要項書（例）

新型コロナウイルス感染症対策要項書（実施すべき基本事項は有とする）
※本要項書は、一般社団法人マンション計画修繕施工協会発行の
「マンション計画修繕工事における新型コロナウイルス対策ガイドライン」の各項目に準ずる

大項目	中項目	小項目	有無	可否	特記事項
1.1　建築工事	1.1.1　入退場管理		有		
	1.1.2　衛生管理	①マスク非着用可否		可・否	
		②消毒、手洗い	有		
		③三密の回避	有		
		④ゴミの管理	有		
	1.1.3　作業員の動線管理	1.1.3.1　動線分離可	有・無		
		①ベランダ作業内容		可・否	
		②居住者動線作業内容		可・否	
		1.1.3.2　動線分離否		可・否	
		（玄関扉塗装）			
		①開閉部の塗装除外	有・無		
		②開閉部別途契約	有・無		
		③対策のうえ実施	有・無		
	1.1.4　ＥＶ使用の可否	1.1.4.1　ＥＶ使用可	人・資材 ※対策ア～キ選択		
		1.1.4.2　ＥＶ使用否（リフト設置）		可・否	
	1.1.5　現場事務所の管理		有・無		
	1.1.6　作業員詰所確保可否	1.1.6.1　作業員詰所確保可時対策	有・無		
		1.1.6.2　作業員詰所確保否時対策	有・無		
		①集会室借用		可・否	
		②仮間仕切り使用		可・否	
		③近隣借室		可・否	
		④外部空地使用		可・否	
	1.1.7　作業員駐車場確保可否	1.1.7.1　作業員駐車場確保可	有・無	台分	
		1.1.7.2　作業員駐車場確保否	有・無		
1.2　専有部分立入工事等			有・無		
1.3　工事中の管理組合対応			有		
1.4　感染者が確認された場合の対応			有		
その他					

巻末資料 1

厚生労働省

緊急事態宣言の延長を踏まえた

職場における新型コロナウイルス感染症への

感染予防、健康管理の強化について

（令和 3 年 2 月 12）

別添３

令和３年２月 12 日

労使団体の長あて

緊急事態宣言の延長を踏まえた
職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和３年２月２日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）の延長が決定され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）が改正されたところです。

改正後の基本的対処方針において、「職場への出勤等」につきましては、従前の取組に加え、「感染防止のための取組等を働きかけるため、特に留意すべき事項を提示し、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促す」等とされたところです。

厚生労働省では、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底を図るために、事業場において特に留意すべき事項となる「取組の５つのポイント」の取組状況の確認を事業主に働きかけるとともに、都道府県労働局に「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」（別添１）を新たに設置し、事業主及び労働者からの相談等への対応を行うこととといたしました。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、各関係団体において作成された「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等を実践する際に、労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに率先して取り組んでいただくことについて累次にわたりお願いしてきたところですが、改めて、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化についての留意事項等を取りまとめた下記事項について、傘下団体・企業（労働組合団体は「構成組織」）に対して周知をお願いいたします。

厚生労働省労働基準局長

記

１　労務管理の基本的姿勢

緊急事態措置を実施すべき地域に属する特定都道府県の事業者におかれては、「出勤者数の７割削減」を目指すことも含めた接触機会の低減に向け、テレワークや、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底していただくこととともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進していただきたいこと。また、20 時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20 時以降の勤務を抑制していただきたいこと。

緊急事態措置を実施すべき地域から除外された都道府県の事業者におかれては、当面、「出勤者数の７割削減」を目指し、テレワークや、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進していただきたいこと。

特定都道府県以外の都道府県の事業者におかれては、テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を促進していただきたいこと。

また、いずれの地域においても、①職場における感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）、②「三つの密」や「感染リスクが高まる『５つの場面』」を避ける行動、③「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」の実践等、感染予防のための行動の徹底を図っていただきたいこと。併せて、事業場において特に留意すべき事項である「取組の５つのポイント」の取組状況を確認していただき、未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討し、実施していただきたいこと（別添２）。

その際、労働者の理解や協力を得つつ、事業者が主体となり、これらの取組を実施していただくに当たって、特に、以下の（１）から（６）にご留意いただきたいこと。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応策については、新たな知見が得られるたびに充実しているところであるので、逐次厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルス感染症について」を確認いただきたいこと。

（１）職場における感染防止の進め方

職場における新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、事業者、労働者それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただくことが必要であること。

このため、事業者においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を定め、全ての労働者に伝えていただくとともに、労働者も取組の趣旨を踏まえて感染拡大防止に向けた一人一人の行動変容を心がけていただくことが重要であること。

具体的には、①労働衛生管理体制の再確認、②換気の徹底等の作業環境管理、③職場の実態に応じた作業管理、④手洗いの励行など感染予防に関する基本的な知識も含めた労働衛生教育、⑤日々の体調管理等も含めた健康管理に留意して取組を実施いただきたいこと。

職場における感染防止を検討する際に疑問点等が生じた場合には、都道府県労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」（別添１）を積極的に活用していただきたいこと。

（２）テレワークの積極的な活用

厚生労働省では、テレワークについて、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っている。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、関係省庁と連携し、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレット（参考資料１）も作成し、周知を行っている。こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、正規雇用労働者・非正規雇用労働者の双方に対し、テレワークを積極的に進めていただきたいこと。

（３）押印を求める手続きの見直し等について

都道府県労働局、労働基準監督署・ハローワークへの各種届出・申請等については、事業主等の押印や署名がなくとも提出ができるため、テレワークの活用がしやすい環境となった点に留意していただきたいこと。

また、引き続き、窓口の混雑による感染拡大防止の観点から、郵送や電子申請を積極的に活用していただきたいこと。

（４）感染リスクが高まる「５つの場面」の周知等

新型コロナウイルス感染症の伝播は、主にクラスターを介して拡大することから、クラスター連鎖をしっかり抑えることが必須である。このため、新型コロナウイルス感染症対策分科会がクラスター分析を踏まえて取りまとめた、大人数や長時間におよぶ飲食などの「感染リスクが高まる『５つの場面』」（参考資料２）について労働者に周知を行っていただきたいこと。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、

更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知を行っていただきたいこと。

また、新しい生活様式の定着に向けて、参考資料３の「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」等を活用して、引き続き、労働者に周知を行っていただきたいこと。

併せて、接触確認アプリ（COCOA）は、参考資料４の「新型コロナウイルス接触確認アプリ」等を活用して検査の受診など保健所のサポートを早く受けられることやプライバシーに最大限配慮した仕組みであることを周知し、インストールを勧奨していただきたいこと。

（５）雇用調整助成金等を活用した休業の実施

感染拡大を防ぐため、労働者を休業させるときには、労使がよく話し合って労働者の不利益の回避に努めていただきたいこと。なお、緊急事態宣言や要請などがある場合でも、一律に労働基準法第 26 条の休業手当の支払義務がなくなるものではないことにご留意いただきつつ、労使が協力して、労働者が安心して休業できる体制を整えていただきたいこと。

また、同法に基づく休業手当の支払の要否にかかわらず、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、労働者を休業させ、事業主がその分の休業手当を支払った場合、雇用調整助成金の対象になり得ること。

なお、雇用調整助成金については、企業規模を問わず、緊急対応期間において助成額の上限を引き上げ、解雇等を行わない企業に対して助成率を引き上げるとともに、雇用保険被保険者でない非正規雇用労働者も対象とする等の拡充を行っており、本年２月末までとしていた緊急対応期間を緊急事態宣言が全国的に解除された月の翌月末まで延長した。また、今般の緊急事態宣言の発出に伴い、基本的対処方針に沿った知事の要請を受けて営業時間の短縮、収容率・人数上限の制限、飲食物の提供を控えることに協力する飲食店や劇場、映画館について、大企業の助成率を最大 10／10 に引き上げたほか、特に業況が厳しい大企業等に対しても助成率を引き上げたところ。引き続き雇用調整助成金の効果的な活用をお願いしたいこと。

さらに、事務処理や資金繰りの面から雇用調整助成金を活用した休業手当の支払いが困難な中小企業の労働者のために創設した、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金についても、雇用調整助成金と併せて、緊急事態宣言が全国的に解除された月の翌月末まで対象期間を延長したところ。休業手当が支払われていない労働者にはその申請を検討いただくとともに、その申請書類には事業主が記載する部分もあることから、事業主においては適切に対応いただきたいこと。また、日々雇用、登録型派遣、いわゆるシフト制の労働者などについて、過去６ヶ月間、同じ事業所で、継続して一定の頻度で就労していた実績があり、事業主側も新型コロナウイルス感染症

がなければ同様の勤務を続けさせる意向があったと確認できるなどの場合には、休業支援金の対象となり得る旨のリーフレットを公表しているところであり、中小事業主におかれては、対象となり得る労働者への周知を含め、適切にご協力いただきたいこと。（参考資料５）

（６）子どもの世話や家族の介護が必要な労働者のための有給の休暇制度の導入

新型コロナウイルス感染症の対応として、小学校休業等対応助成金（※１）を創設し、令和３年３月 31 日までに取得した休暇を対象としているところ。都道府県労働局に特別相談窓口を設置し、申請に向けた支援を行っているため、当該相談窓口も利用いただき、引き続き当助成金を活用いただきたいこと。

また、家族の介護が必要な労働者に有給の休暇を取得させた事業主への助成制度（※２）を創設しているため、活用していただきたいこと。

※１　小学校休業等対応助成金（参考資料６）

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うため仕事を休まざるを得ない保護者を支援し、子どもたちの健康、安全を確保するための対策として、正規・非正規を問わず、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額（※）を支給する制度。既に年次有給休暇や欠勤などで対応した場合に、事後的に特別休暇に振り替えた場合も支給対象。

※　１日当たり 15,000 円が支給上限。

※２　両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）の新型コロナウイルス感染症対応特例

新型コロナウイルス感染症への対応として法定の介護休業とは別に介護のための有給の休暇（所定労働日で 20 日以上）を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計５日以上労働者に取得させた中小企業事業主に助成をする制度。既に年次有給休暇や欠勤などで対応した場合に、事後的に特別休暇に振り替えた場合も支給対象。

２　職場における感染予防対策の徹底について

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、多くの関係団体では、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを作成し、その周知等に取り組んで来られたところであるが、引き続き、職場での感染防止策の確実な実践に取り組む必要がある。

具体的には、別添３の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用して職場の状況を確認していただくとともに、独立行政法人労働者健康安全機構がホームページで公表している動画教材「職場における新型コロナウイルス感染症予防対策を推進するためのポイント」を参照していただく等により、

職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策を検討いただき、取組内容を高齢者や基礎疾患（慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧症、心血管疾患、肥満（BMI30以上）など）を有する者などの重症化リスク因子を有する者をはじめ、すべての労働者に共有していただきたいこと。

また、外国人労働者は、日本の労働慣行や日本語に習熟していない場合があるほか、出身国・出身地域により文化や生活習慣が大きく異なる場合もあり、外国人労働者の皆さんが安心して働くためには、職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の内容を正しく理解することが重要であり、外国人労働者を雇用する事業者においては、外国人労働者一人ひとりの状況に応じた配慮をしていただきたいこと。

外国人労働者に新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る教育等を行う際には、参考資料７のリーフレットに記載の「職場内外における感染拡大防止のポイント」や10カ国語に翻訳（やさしい日本語版も作成）した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用する等していただきたいこと。

感染防止対策の検討に当たって、職場に、労働安全衛生法により、安全衛生委員会、衛生委員会、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等が設置・選任されている場合、こうした衛生管理の知見を持つ労使関係者により構成する組織の有効活用を図るとともに、労働衛生の担当者に対策の検討や実施への関与を求めていただきたいこと。この際、衛生委員会等を、情報通信機器を用いてオンラインで行う場合には、令和２年８月27日付け「基発0827第１号　情報通信機器を用いた労働安全衛生法第17条、第18条及び第19条の規定に基づく安全委員会等の開催について」に留意していただきたいこと。

なお、産業医や産業保健スタッフの主な役割については、一般社団法人日本渡航医学会及び公益社団法人日本産業衛生学会が公表した「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」（令和２年５月11日発行。令和２年12月15日最終改訂）において、次のとおり示されているので一つの参考としていただきたいこと。

- 医学情報の収集と職場への情報提供
- 職場における感染予防対策に関する医学的妥当性の検討と助言
- 職場における感染予防対策及び管理方法に関する教育・訓練の検討と調整
- 従業員の健康状態にあわせた配慮の検討と実施
- 事業場に感染者（疑い例含む）が出た場合の対応
- 職場における従業員のメンタルヘルスへの配慮
- 職場における段階的な措置の解除に関する医学的妥当性の検討と助言
- 職場における中・長期的な対策に関する医学的妥当性の検討と助言

併せて、労働安全衛生法により、安全衛生委員会、衛生委員会、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等が設置・選任されていない事業場については、独立行政法人労働者健康安全機構の産業保健総合支援センターにおいて、メールや電話による相談の受付、各種情報の提供等を行っているので、その活用について検討していただきたいこと。

このほか、参考資料８の「冬場における『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」に、冬場における推奨される換気の方法等を取りまとめたので、参考にしていただきたいこと。

３　配慮が必要な労働者等への対応について

発熱、咳などの風邪の症状がみられる労働者については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考慮した労務管理を行っていただきたく、具体的には、下に掲げる対応が考えられること。

また、高齢者や基礎疾患（慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧症、心血管疾患、肥満（BMI30 以上）など）を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者に対しては、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、テレワークや時差出勤などの感染予防のための就業上の配慮を行っていただきたいこと。特に、妊娠中の女性労働者が、母子保健法の保健指導又は健康診査に基づき、その作業等における新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師又は助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合には、事業主は、この指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（テレワーク又は休業をいう。）等の措置を講じる必要があることに留意いただきたいこと。この措置により休業が必要な女性労働者に有給の休暇を取得させた事業主に対する助成制度については、有給休暇制度の整備及び労働者への周知の期限並びに休暇付与の期限を令和３年３月 31 日までとしており、引き続き積極的にご活用いただきたいこと。なお、テレワークを行う場合は、メンタルヘルスの問題が顕在化しやすいという指摘があることにも留意いただきたいこと。

- 発熱、咳などの風邪症状がみられる労働者への出勤免除の実施やテレワークの指示を行うとともに、その間の外出自粛を勧奨すること。
- 労働者を休業させる場合、休業中の賃金の取扱いについては、労使で十分に話し合った上で、有給の特別休暇制度を設けるなど、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えること。
- 風邪の症状が出現した労働者が医療機関を受診するため等やむを得ず外出する場

合でも、公共交通機関の利用は極力控えるよう注意喚起すること。

- 発熱等の症状が生じた場合には、まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話で相談するよう促すこと。
- また、相談する医療機関に迷う場合には、地域ごとに設置されている受診・相談同センターに電話で相談し、その指示に従うよう促すこと。

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」（参考資料９）

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当額の６割以上）の休暇制度の整備と社内への周知を行い、当該休暇を合計５日以上労働者に取得させた事業主に対し助成。

４　新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応について

（１）衛生上の職場の対応ルールについて

事業者においては、職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者（以下「陽性者等」という。）が発生した場合に備え、以下の項目を盛り込んだ対応ルールを作成し、労働者に周知いただきたいこと。この際、企業における具体的な取組事例を取りまとめた参考資料 10 の「新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール（例）」を適宜参考にしていただきたいこと。

また、新型コロナウイルスの陽性者について、労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告の提出に留意いただき、同報告書を作成する際には参考資料 11 のリーフレットを適宜参考にしていただきたいこと。

なお、新型コロナウイルス感染症患者については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、入院・宿泊療養・自宅療養を終えるものであるため、療養終了後に勤務等を再開するに当たって、労働者本人や人事労務担当者等から医療機関や保健所への各種証明の請求についてはお控えいただきたいこと。

- 労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者への報告に関すること（報告先の部署・担当者、報告のあった情報を取り扱う担当者の範囲（※）等）

  （※）「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成 30 年９月７日付け労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第１号）に留意。
- 労働者が陽性者等であると判明した場合の保健所との連携に関すること（保健所と連携する部署・担当者、保健所と連携して対応する際の陽性者と接触した労働者の対応等）
- 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関すること

・　陽性者が陰性になった後、職場復帰する場合の対応に関すること（PCR 検査の結果や各種証明書は不要である等）
・　労働者が陽性者等になったことをもって、解雇その他の不利益な取扱いや差別等を受けることはないこと
・　その他必要に応じ、休業や賃金の取扱いなどに関すること等

（２）労災補償について

労働者が業務に起因して新型コロナウイルスに感染したものと認められる場合には、労災保険給付の対象となること。（参考資料 12）

これまで労働基準監督署においては、新型コロナウイルス感染症に係る労災請求に対して、多くの労災認定を行っており、厚生労働省ホームページにおいて、参考資料 13 のとおり、職種別の労災認定事例を公表しているところである。医療従事者はもとより、飲食店員、販売店員やタクシー運転者等、多様な職種の労働者の労災認定を行っているので、参考にしていただきながら、業務に起因して感染したと思われる労働者から積極的に労災請求がなされるよう労災請求を勧奨していただきたいこと。

なお、労働者が新型コロナウイルスに感染した場合の労災補償に係る Q&A については、厚生労働省ホームページに掲載しているので、確認していただきたいこと。

５　新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

事業者においては、国、地方自治体、公益性の高い学術学会等がホームページ等を通じて提供している最新の情報を収集し、必要に応じ感染拡大を防止するための知識・知見等を労働者に周知いただきたいこと。

その際､新型コロナウイルス感染症に関することも含めた職場のメンタルヘルス不調、過重労働による健康相談等についてメール・電話・SNS による相談を受け付ける「こころの耳」や精神保健福祉センター等のメンタルヘルスに関する相談窓口を労働者に周知いただきたいこと。また、ＤＶや児童虐待に関する相談などの窓口についても、必要に応じ、労働者に周知いただきたいこと。

また、厚生労働省ホームページにおいて、過去に新型コロナウイルスに感染したことを理由とした、人格を否定するような言動等は、職場におけるパワーハラスメントに該当する場合がある旨を掲載しているので、労働者に対し、言動に必要な注意を払うよう周知いただきたいこと。

なお、過去に新型コロナウイルス感染症に感染したことなどを理由とした個別の労働紛争（偏見・差別等に基づくいじめ・嫌がらせを含む）があった場合は、都道府県労働局等の総合労働相談コーナーにおいて相談を受け付けていることも、併せて周知いただ

きたいこと。

別添・参考資料　一覧

〇別添

別添１　　職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー設置のご案内
別添２　　職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため
　　～取組の５つのポイント～を確認しましょう！
別添３－１　職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト
別添３－２　新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る職場における集団感染事例

〇参考資料

参考資料１　テレワークを有効に活用しましょう
参考資料２　感染リスクが高まる「５つの場面」
参考資料３　「新しい生活様式」の実践例
参考資料４　厚生労働省　新型コロナウイルス接触確認アプリ
参考資料５　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給に当たり、
　　事業主の皆さまのご協力をお願いします
参考資料６　小学校休業等対応助成金の活用方法と相談窓口のご案内
参考資料７　職場の新型コロナウイルス感染症対策、
　　外国人労働者のみなさんにも「正しく伝わっていますか？」
参考資料８　冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法
参考資料９　新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金を
　　ご活用ください
参考資料 10　新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の
　　対応ルール（例）
参考資料 11　新型コロナウイルス感染症による労働災害も労働者死傷病報告の
　　提出が必要です。
参考資料 12　業務によって感染した場合、労災保険給付の対象となります
参考資料 13　新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る労災認定事例
参考資料 14　テレワーク総合ポータルサイト
参考資料 15　テレワーク相談センターのご案内
参考資料 16　新型コロナウイルスに関連したいじめ・嫌がらせ等に係る Q&A

※上記資料は、こちらの HP アドレスからダウンロード可能です。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html

事業者の皆さま、労働者の皆さまへ

別添１

「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を全国の都道府県労働局に設置しました

～職場の感染防止対策を徹底しましょう～

厚生労働省では、**都道府県労働局（47箇所）に「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を設置**しました。

職場における新型コロナウイルス感染症対策に関する事業主と労働者の皆さまからのご相談などに対応いたします。

職場における感染防止対策について、ご質問やご不明な点などがありましたら、最寄りの都道府県労働局の相談コーナーにご相談ください。

受付時間　**平日（月～金曜日）**
午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
＜学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター＞　０１２０－６０－３９９９

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

R3.2

事業者の皆さま、労働者の皆さまへ

別添２

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の５つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の５つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の５つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、**「職場における感染防止対策の実践例」**を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため**「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」**を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された**「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」**にご相談ください。

～取組の５つのポイント～

実施できていれば☑	取組の５つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『５つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。

職場における感染防止対策の実践例

○　体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）

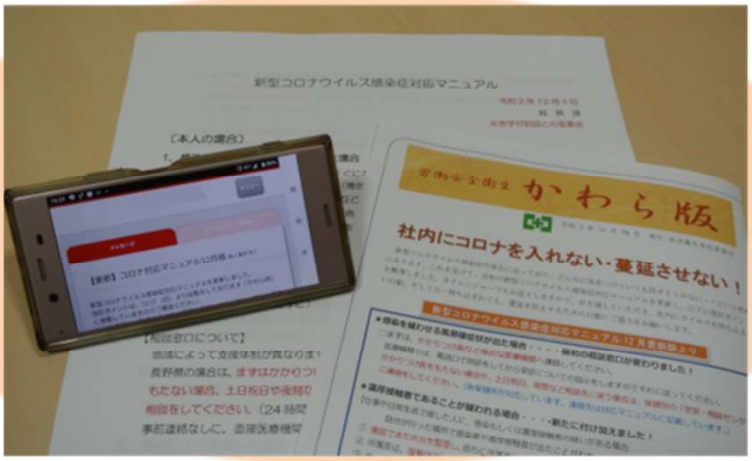

- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。

[手順]
①感染リスクのある社員の自宅待機
②濃厚接触者の把握
③消毒
④関係先への通知など

手順全文は
（独）労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）

- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

○　密とならない工夫

ＩＴを活用した対策（建設業）

- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。３密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

ＩＴを活用した説明会の開催（その他の事業）

- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○　感染リスクが高まる「５つの場面」を避ける取り組み

※　職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）

- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）

- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

○　感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）

- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）

- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○　その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

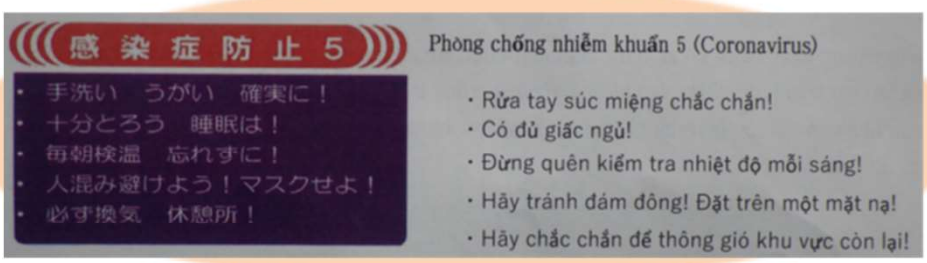

- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項目	確認
1 感染予防のための体制	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・労働者が感染予防の行動を取るように指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策	
（1）事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」	
・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
（2）感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い	
・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はい・いいえ
・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。	

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。

職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間　平日（月～金曜日）　午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
＜学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター＞　０１２０－６０－３９９９

安全衛生委員会／衛生委員会資料　　：令和　年　月

別添3－1

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

1　このチェックリストは、職場における**新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認**いただくことを目的としています。

2　項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。**職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施**いただくことが大切です。

3　確認した結果は、**衛生委員会等に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その**結果について**全ての**労働者が確認できるように**してください。

衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。

※　都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項　　目	確認
1 感染予防のための体制	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・労働者が感染予防の行動を取るように指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2　感染防止のための基本的な対策	
（1）事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」	
・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
（2）感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い	
・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はい・いいえ
・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている（手指消毒薬の使用も可）。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
（3）三つの密の回避等の徹底	

項目	確認
・三つの密（密集、密接、密閉）を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
（4）日常的な健康状態の確認	
・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・出社時等に、全員の日々の体調（発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等）を確認している。	はい・いいえ
・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気を醸成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
（5）一般的な健康確保措置	
・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
（6）「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について	
・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
（7）新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集	
・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学術学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
3　感染防止のための具体的な対策	
（1）基本的な対策	
・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
（2）換気の悪い密閉空間の改善	
・職場の建物が機械換気（空気調和設備、機械換気設備）の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている（ただし、温度は18℃以上に維持することが望ましいこと）。	はい・いいえ
・職場の建物の窓が開く場合、リーフレット「冬場における『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」で推奨する方法により、居室の温度18℃以上かつ相対湿度40%以上を維持しつつ、窓を開けて適切に換気を行っている（HEPAフィルタ付き空気清浄機の適切な活用を含む。）。	はい・いいえ
・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ

項目	確認
・その他（　　）	はい・いいえ
（3）多くの人が密集する場所の改善	
・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。	はい・いいえ
・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2ｍ（最低1ｍ）空、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
・職場外（バスの移動等）でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
（4）接触感染の防止について	
・物品・機器等（例：電話、パソコン、デスク等）や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ
・自由に着席場所を選んで仕事を行うフリーアドレスを導入する場合には、使用前後での消毒、充分な座席間隔の確保、利用状況の記録等を実施することとしている。	はい・いいえ
・事業所内で複数の労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめにアルコール（容量％で60％以上）や界面活性剤や次亜塩素酸ナトリウム0.05％水溶液による清拭消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
（5）近距離での会話や発声の抑制	
・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
・外来者、顧客、取引先との対面での接触や近距離での会話をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・どうしてもマスクなしで1ｍ以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい・いいえ
・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
（6）共用トイレの清掃等について	
・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1％水溶液で手袋を用いて清拭消毒する。	はい・いいえ
・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。（便器内は通常の清掃でよい）	はい・いいえ
・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。	はい・いいえ
・ハンドドライヤーは止め、共用のタオルを禁止している。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
（7）休憩スペース等の利用について	

項目	確認
・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにしている。	はい・いいえ
・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
・休憩スペースの共有する物品（テーブル、いす、自販機ボタン等）は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ
・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
・社員食堂では感染防止のため、トングやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
（8）ゴミの廃棄について	
・鼻水、唾液などが付いたゴミ（飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む）は、ビニール袋に入れて密閉して廃棄することとしている。	はい・いいえ
・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
4　配慮が必要な労働者への対応等	
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底と、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関への電話相談を求めている。	はい・いいえ
・高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど）を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者に対しては、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮（テレワークや時差出勤等）を行っている。	はい・いいえ
・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限（在宅勤務又は休業をいう。）の措置を行っている。	はい・いいえ
・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミニュケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
5　新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者（以下「陽性者等」）が出た場合等の対応	
（1）陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化	
・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
（2）陽性者等が出た場合の対応	
・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署（担当者）を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署（担当者）の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ

項目	確認
・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
（3）その他の対応	
・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。	はい・いいえ
・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制（受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど）を実行している。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
6　熱中症の予防（※暑熱作業があるなど熱中症のリスクがある場合に確認してください。）	
・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負荷を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあります。	はい・いいえ
・屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ

※　ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R3.2.12版

別添３－２

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る職場における集団感染事例

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る職場における感染防止措置の取組の参考となるよう、職場における集団感染が発生したと考えられる事例を紹介します。

なお、同感染症の職場における対策については、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用し、職場の状況を確認した上で、職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策の検討をお願いいたします。

各事例の（対応について）については、チェックリストの対応する項目を示しており、１（１）１項のように示しております。

事例１）事業場（執務室）

多数の労働者が勤務する執務室内で集団感染が発生したもの。

(集団感染が発生した原因として考えられるもの)

・執務室内で作業する労働者の半数がマスクをしていなかった。
・席配置について、他の労働者と密接する環境であった。
・換気が不十分であった。
・複数人で物品・機器等を共有する場合において、消毒を実施していなかった。

(対策について)

・普段からマスク装着や咳エチケット（咳や発声の際には袖やハンカチ等で口を覆う）を労働者に周知し、徹底すること。
→チェックリスト対応項目１　６項
・人との間隔は、できるだけ２ｍ（最低１ｍ）空けることとし、席配置を見直すこと。　→チェックリスト対応項目２（１）１項
・適切に換気を行うこと。　→チェックリスト対応項目３（２）２項
・物品・機器等（例：電話、パソコン、デスク等）については、複数人での共用をできる限り回避し、共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底すること。また可能であれば共用物品は使用後に消毒すること。
→チェックリスト対応項目３（４）１項

事例２）事業場（休憩スペースや社員食堂等）

多くの労働者が休憩を同時に取得し、休憩スペースや更衣室も複数の労働者が同時に利用したことから、集団感染が発生したもの。

(集団感染が発生した原因として考えられるもの)

・多くの労働者が休憩を同時に取得し、休憩スペースや更衣室および食堂で密集した状況となっていた。
・更衣室において、複数の労働者がロッカーを共同で利用する場合に、消毒を実施していなかった。
・食堂において、飛沫感染の防止措置を取らず、労働者が対面で会話をしながら食事をしていた。

(対策について)

・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにすること。　→チェックリスト対応項目３（７）１項
・休憩スペースはこまめに換気し、可能であれば常時換気すること。　→チェックリスト対応項目３（７）２項
・休憩スペースの共有する物品（テーブル、いす、自販機ボタン等）は、定期的に消毒をすること。　→チェックリスト対応項目３（７）３項
・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせること。　→チェックリスト対応項目３（７）４項
・食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限する、会話をしないよう要請する、昼休み等の休憩時間に幅を持たせる、などの工夫をすること。　→チェックリスト対応項目３（７）５項

事例３）事業場外（外勤時や移動時）

研修など宿泊を伴う業務において、行動を共にしていた労働者が発症。また複数の労働者が、車両にて移動したことから同乗した複数の労働者にも感染が拡大したもの。

(集団感染が発生した原因として考えられるもの)

・集団での活動や生活する場で密集していたことから感染した。
・車内では、密接した配席であり、換気も不十分であった。

(対策について)

・人との間隔は、できるだけ２ｍ（最低１ｍ）空けること。　→チェックリスト対応項目２（１）１項

・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクを着用すること。

※なお、熱中症のリスクがある場合には、チェックリスト６について確認してください。　→チェックリスト対応項目２（１）３項

・適切に換気を行うこと。　→チェックリスト対応項目３（２）２項
２（５）６項、３（１）１項

・外出から戻ったら手洗いを行うこと、手洗いは 30 秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うこと（手指消毒薬の使用も可）。
→チェックリスト対応項目２（１）４項

・日常生活用品の複数人での共用は避けること。
→チェックリスト対応項目３（６）５項（７）６項

・車両で移動する際にも人との間隔を空け、マスクを着用し、換気を行うこと。
→チェックリスト対応項目３（３）６項

事例４）事業場外（勤務時間外等）

職場で開催された就業時間後の飲み会を端緒に集団感染が発生したもの。

(集団感染が発生した原因として考えられるもの)

・飲み会の場では密集した状況であり、換気も不十分であった。
・近い距離で比較的大きな声で談笑していた。
・職場以外でも感染防止が必要なことが十分周知できていなかった。

(対策について)

・職場以外においても、労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「５つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行うこと。
→チェックリスト対応項目１　６項

巻末資料２

職場における積極的な検査等の実施手順

（令和３年８月13日改訂版）

（別添）

令和３年６月25日策定
令和３年８月５日改訂
令和３年８月13日改訂

職場における積極的な検査等の実施手順（第２版）

１．事業所内に診療所が所在する場合

(1) 利用に向けた事前準備

・事業所内の診療所や健康管理部門が連携し、検査実施のための体制・環境を予め整備する。
※ただし、職域におけるワクチン接種に協力している事業所についてはその限りではない。

・体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。

・事業所内の診療所が、民間流通により抗原簡易検査キットを購入する。事業所内の診療所において適切な保管・管理を行いつつ、事業所内及び管轄保健所との対応フローを整理する。

・事業所は、各職場の取組状況等に応じ、毎日の健康状態を把握するための健康観察アプリ（※）の導入を検討したうえで、利用するアプリを選定し、従業員に対して、毎日の利用を要請する。
（※）典型的な事例として「健康観察 CHAT」の概要を例示として添付しますのでご参照ください。
また、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室ＨＰにおいても、民間事業者等が開発・提供している健康観察アプリを紹介しておりますので、併せてご参照ください。
https://corona.go.jp/health/

・従業員は端末に各自アプリをインストール・活用するなどし、健康情報を毎日登録する。

(2) 検査の実施

・出勤後、健康観察アプリ等を通じて具合の悪い従業員が見出された場合、または従業員が発熱、せき、のどの痛み等軽度の体調不良を訴えた場合は、その従業員に対し、社内診療所等において、医療従事者の管理下で抗原定性検査等（※）を実施する。
※検査方式はＰＣＲ検査でも可能。

(3-1) 陽性判明時

・現場の医師が確定診断まで行う場合には、患者と診断されれば、保健所に届出を行う。

・現場の医師が確定診断を行わない場合には、PCR 等検査を用いて確定診断を行える医療機関を紹介する。当該医療機関で患者と診断されれば、保健所に届出を行う。

・いずれの場合でも、当該陽性判明者は帰宅・出勤停止し、医師による診断で感染性がないとされ、症状が軽快するまで療養を行う。

・更に、その後の積極的疫学調査の円滑な実施に資するよう、事業所で行動歴を把握する。

(3-2) 陰性判明時

・医師による診断で感染性がないとされ、症状が軽快するまで療養を行う。

(4) 陽性判明時：接触者の特定から隔離・検査

・所属部局が中心となって、確定診断までに時間を要する場合には確定診断を待たず、同時並行で、当該従業員の「初動対応における接触者」を自主的に特定する。特定に当たっての基準は別紙１のとおりとする。

・上記「初動対応における接触者」に対し、感染拡大防止の観点から、以下のとおり感染拡大防止策を講じる。

① 速やかに帰宅させたうえで、自宅勤務を指示する（発症日２日前又は最終接触日の遅い方から２週間を目安）。事業所内で最初に検査結果が陽性となった者が医師の診断により感染していないとされた場合又は保健所から濃厚接触者として特定されなかった場合は、自宅勤務を解除する。ただし、②の検査を実施する場合にあっては、当該検査の結果が陰性であった場合に自宅勤務を解除する。

② 感染拡大地域において、事業所内で最初に検査結果が陽性となった者が患者と診断された場合には、上記及び保健所の取扱いに基づき、事業所側で検査の対象者を決めて保健所に対象者リストを提出し、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してＰＣＲ検査等を速やかに実施する。自宅勤務している従業員に対しては唾液検査キットを送付するなどして行う。このＰＣＲ検査等は行政検査として取り扱う。（別紙２の事務連絡参照）

２．事業所内に診療所が所在しない場合（職場での検査実施の場合）

(1) 職場での検査実施に当たっての基本的な考え方

・職場での抗原簡易キットの使用は、医療機関の受診に代わるものではなく、抗原簡易キットの使用によって受診が遅れることがないようにする。

・出勤後、健康観察アプリ等を通じて具合の悪い従業員が見出された場合、医療機関を受診することが基本となるが、直ちに受診をすることができない場合には、以下の手順に従い、職場において被検者本人の同意を得て抗原簡易キットを使用することが可能。ただし、従業員の具合が悪い場合は検査結果にかかわらず医療機関を受診するなど必要な対応をとること。

・抗原簡易キットは、体外診断用医薬品であり、抗原簡易キットを使用した検査のための検体採取や結果の判定についても可能な限り医療従事者の管理下で実施することが望ましい。

(2) 利用に向けた事前準備

・連携医療機関（新型コロナウイルス感染症の診療・検査及び患者の診断を行うところに限る。）と事業所とが連携し、検査実施のための体制・環境を予め整備しておく。連携医療機関がない場合は新たに地域の医療機関と連携して対応する。

・抗原簡易キットの選定・保管・使用に当たり、あらかじめ連携医療機関から技術的助言を受けておく必要がある。

・出勤前に既に症状を自覚している場合には、出勤せずに医療機関を受診することとし、ま

た、事業所内の有症状者が、その場で検査を実施せずとも直ちに医療機関を受診できる場合には、検査の実施を待たずに速やかに受診する。

・事業者は、本人の同意を得た上で検査を管理する従業員（※）を定め、抗原簡易キット等による新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査を実施するに当たって必要な検体の採取、判定の方法、その他の注意事項に関する研修を受けさせ、研修の受講を確認し、その名簿を作成し、保存する。なお、職場に医療関係資格を有する者がいる場合には、当該従事者により検査の管理を行うことを検討する。

【新型コロナウイルス感染症の検査に関する研修資料】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html
（上記ページの中にある「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」及び「理解度確認テスト」参照。なお同ガイドラインは職場での検査を含め、医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査全般に関するガイドラインとなっている。）

（※）「検査を管理する従業員」とは、検査の実施に関して必要な事項・注意点を理解し、実際に検査を行う際に被検者への指示や検査結果の判定等を行う従業員のことをいう。

・事業者は、検査を管理する従業員がいることや連携医療機関の名称などについての確認書（別紙３）を医薬品卸売販売業者に提出し、抗原簡易キット（別紙４参照）を入手する。抗原簡易キットは事業所において適切な保管・管理を行いつつ、事業所内及び管轄保健所との対応フローを整理する。
・事業所は、各職場の取組状況等に応じ、毎日の健康状態を把握するための健康観察アプリの導入を検討（１．(1)参照）したうえで、利用するアプリを選定し、従業員に対して、毎日の利用を要請。
・従業員は端末に各自アプリをインストール・活用するなどし、健康情報を毎日登録する。

(3) キットを利用した検査の実施

・出勤後、健康観察アプリ等を通じて具合の悪い従業員が見出された場合、または従業員が発熱、せき、のどの痛み等軽度の体調不良を訴えた場合は、あらかじめ検査に関する研修を受けた従業員の管理下で検査を実施すること。

・飛沫の飛散などにより検査を管理する従業員やその他の従業員への感染の拡大を生じさせないような設備環境を整えた上で、抗原定性検査の実施に関する研修で示されている手順に従い適切に検査を実施すること。（詳細については上記(2)にリンクのある研修資料を参照のこと）

(4-1) 陽性判明時

・検査結果が陽性だった場合には、事業所の責任者が被検者に連携医療機関を紹介する。
・連携医療機関の医師が診療・診断を行い、患者と診断されれば、当該医療機関から保健所に届出する。
・いずれの場合でも、当該陽性判明者は帰宅・出勤停止し、医師による診断で感染性がないとされ、症状が軽快するまで療養を行う。

(4-2) 陰性判明時

・偽陰性の可能性もあることから、医療機関の受診を促す。また、症状が軽快するまで自宅待機とし、その後医師の判断で解除するなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大防止措置を講じる。

(5) 陽性判明時：接触者の特定から隔離・検査

・所属部局が中心となって、検査結果の判定から確定診断までに時間を要する場合にはその後の確定診断を待たず、同時並行で、当該従業員の「初動対応における接触者」を自主的に特定する。特定に当たっての基準は別紙１のとおりとする。

・上記「初動対応における接触者」に対し、感染拡大防止の観点から、以下のとおり感染拡大防止策を講じる。

① 速やかに帰宅させたうえで、自宅勤務を指示する（発症日２日前又は最終接触日の遅い方から２週間を目安）。事業所内で最初に検査結果が陽性となった者が医師の診断により感染していないとされた場合又は保健所から濃厚接触者として特定されなかった場合は、自宅勤務を解除する。ただし、②の検査を実施する場合にあっては、当該検査の結果が陰性であった場合に自宅勤務を解除する。

② 感染拡大地域において、事業所内で最初に検査結果が陽性となった者が患者と診断された場合には、上記及び保健所の取扱いに基づき、事業所側で検査の対象者を決めて保健所に対象者リストを提出し、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してＰＣＲ検査等を速やかに実施する。自宅勤務している従業員に対しては唾液検査キットを送付するなどして行う。このＰＣＲ検査等は行政検査として取り扱う。（別紙２の事務連絡参照）

３．事業所内に診療所が所在しない場合（連携医療機関での検査実施の場合）

(1) 利用に向けた事前準備

・連携医療機関（新型コロナウイルス感染症の診療・検査並びに患者の診断及び保健所への届出を行うところに限る。）と事業所とが連携し、検査実施のための体制・環境を予め整備しておく。連携医療機関がない場合は新たに地域の医療機関と連携して対応する。
・体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。
・連携医療機関が、民間流通により抗原簡易検査キットを購入する。連携医療機関において適切な保管・管理を行いつつ、事業所内及び管轄保健所との対応フローを整理する。

・事業所は、各職場の取組状況等に応じ、毎日の健康状態を把握するための健康観察アプリの導入（１．(1)参照）を検討したうえで、利用するアプリを選定し、従業員に対して、毎日の利用を要請。
・従業員は端末に各自アプリをインストール・活用するなどし、健康情報を毎日登録する。

(2) 検査の実施

・出勤後、健康観察アプリ等を通じて具合の悪い従業員が見出された場合、または従業員が発熱、せき、のどの痛み等軽度の体調不良を訴えた場合は、連携医療機関を受診し、抗原定性検査等（※）を受ける。
※検査方式はＰＣＲ検査でも可能。

(3) 陽性判明時

・連携医療機関の医師が確定診断を行う。患者と診断されれば、保健所に届出を行う。
・当該陽性判明者は帰宅・出勤停止し、医師による診断で感染性がないとされ、症状が軽快するまで療養を行う。
・更に、その後の積極的疫学調査の円滑な実施に資するよう、事業所で行動歴を把握する。

(3-2) 陰性判明時

・医師による診断で感染性がないとされ、症状が軽快するまで療養を行う。

(4) 陽性判明時：接触者の特定から隔離・検査

・所属部局が中心となって、確定診断までに時間を要する場合には確定診断を待たず、同時並行で、当該従業員の「初動対応における接触者」を自主的に特定する。特定に当たっての基準は別紙１のとおりとする。

・上記「初動対応における接触者」に対し、感染拡大防止の観点から、以下のとおり感染拡大防止策を講じる。
① 速やかに帰宅させたうえで、自宅勤務を指示する（発症日２日前又は最終接触日の遅い方から２週間を目安）。事業所内で最初に検査結果が陽性となった者が医師の診断により感染していないとされた場合又は保健所から濃厚接触者として特定されなかった場合は、自宅勤務を解除する。ただし、②の検査を実施する場合にあっては、当該検査の結果が陰性であった場合に自宅勤務を解除する。
② 感染拡大地域において、事業所内で最初に検査結果が陽性となった者が患者と診断された場合には、上記及び保健所の取扱いに基づき、事業所側で検査の対象者を決めて保健所に対象者リストを提出し、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してＰＣＲ検査等を速やかに実施する。自宅勤務している従業員に対しては唾液検査キットを送付するなどして行う。このＰＣＲ検査等は行政検査として取り扱う。（別紙２の事務連絡参照）

別紙１

「初動対応における接触者」の自主的な特定の基準

「初動対応における接触者」については、抗原簡易キットの結果が陽性となった者（以下「陽性者」という。）の濃厚接触者又は陽性者の周辺の検査対象者の候補とし、その範囲は、陽性者が患者として確定診断された場合（以下「感染者」という。）又は陽性者が患者であったとした場合において、その感染可能期間（※１）のうち当該陽性者又は感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において、以下のいずれかに該当する者とします。

※１　感染可能期間は、発症２日前（無症状病原体保有者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の２日前）から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とされている。

【濃厚接触者の候補】

・　陽性者又は感染者と同居していた者
・　適切な感染防護なしに患者を診察、看護若しくは介護していた者
・　陽性者又は感染者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
・　手で触れることの出来る距離（目安として１メートル）で、必要な感染予防策なし※２で、陽性者と 15 分以上の接触があった者

※２　必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。

【陽性者の周辺の検査対象者の候補】

いわゆる「三つの密（密閉、密集、密着）」となりやすい環境や、集団活動を行うなど濃厚接触が生じやすい環境、同一環境から複数の感染者が発生している事例において、

・　陽性者又は感染者からの物理的な距離が近い（部屋が同一、座席が近いなど）者
・　物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者
・　寮などで陽性者又は感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者
・　換気が不十分、三つの密、共用設備（食堂、休憩室、更衣室、喫煙室など）の感染対策が不十分などの環境で陽性者又は感染者と接触した者

別紙２

事　務　連　絡
令和３年６月４日

各｛都道府県／保健所設置市／特別区｝衛生主管部（局）　御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について

保健所業務については、地域の感染状況等によって、優先的に取り組むべき業務が異なることがあります。例えば、緊急事態宣言対象地域やまん延防止等重点措置区域など感染が大きく拡大している地域においては、陽性者の増加に伴う保健所業務の逼迫により、自宅・宿泊療養者の健康観察や濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査の実施が遅延したり、十分に行えなくなったりするおそれがあります。

このため、必要な行政検査が迅速に行われることを目的として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域であって、保健所業務の逼迫等により積極的疫学調査を行うことが困難である場合、これら地（区）域に指定されている期間中に限り、濃厚接触者の特定を含む疫学調査の実施について、保健所自らが聞き取りによりその範囲の特定を行わずとも、陽性者が確認された事業所が、保健所業務の補助として、本人の同意を得た上で一定の基準（別添参照）に基づき濃厚接触者やその周辺の検査対象となる者（以下「濃厚接触者等」という）の候補範囲を特定し、濃厚接触者等の候補者リストを保健所に提示することにより、保健所が適切と認定した場合（範囲）において、行政検査として必要な検査を実施することも可能です。地域の感染拡大防止のために保健所自らが行うべき業務、効率化できる業務等を総合的に判断した上で、適切に取り組んでください。

また、この場合において、保健所が認定した濃厚接触者を含む検査対象者に対する行政検査については、保健所があらかじめ委託契約を結んでいる検査機関や医療機関に対して、保健所が認定したことがわかる検査対象者リストを事業所が送付するなどにより、事業所から直接、当該行政検査を依頼することも差し支えありません。その際には、委託先となる検査機関等の確保に加え、事業所に

も必要な情報（行政検査を依頼できる検査機関リスト、検査を依頼する際の手順など）が適切に伝わるよう必要な体制整備を事前に行ってください。

なお、積極的疫学調査は、本来保健所が行うべき業務であり、かつ上記の対応は臨時的なものであることに鑑み、緊急事態宣言対象地域又はまん延防止等重点措置区域の指定から外れた場合には、地域の感染拡大を防止するために必要な検査を保健所が主体的に行えるよう、直ちに保健所内の業務体制を見直すようお願いいたします。

【参考】

上記に関連した事例として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域において、あらかじめ地域の医師会や医療機関との間で濃厚接触者の判断に関する聞き取りを医療機関に委託する旨合意し体制を構築した上で、医療機関が聞き取りを行っている自治体もあります。なお、このような仕組みで濃厚接触者の判断に関する聞き取りを行った者についても、医療機関からその情報を保健所に共有の上、保健所は、濃厚接触者の認定を含め必要な対応を行ってください。

（事例）

・　無症状の受診者から、同居者や同僚に陽性者が確認されたため濃厚接触者の可能性があるとして検査や受診の申し出があった場合に、医療機関と保健所の事前の取り決めに基づき、医療機関が当該受診者について保健所に代わって濃厚接触者の判断に関する聞き取りを行い、検査を実施する場合

（別添）事業所に対して濃厚接触者等の候補となる範囲を示す場合の例

患者の濃厚接触者の候補及び患者周辺の検査対象者の候補の範囲は、患者の感染可能期間のうち当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間※1において、以下のいずれかに該当する者とする。

※１　感染可能期間は、発症２日前（無症状病原体保有者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の２日前）から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とされている。

【濃厚接触者の候補】
・　患者と同居していた者
・　適切な感染防護なしに患者を診察、看護若しくは介護していた者
・　患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
・　手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし※2で、患者と15分以上の接触があった者

※２　必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。

【患者周辺の検査対象者の候補】
いわゆる「三つの密（密閉、密集、密着）」となりやすい環境や、集団活動を行うなど濃厚接触が生じやすい環境、同一環境から複数の感染者が発生している事例において、
・　感染者からの物理的な距離が近い（部屋が同一、座席が近いなど）者
・　物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者
・　寮などで感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者
・　換気が不十分、三つの密、共用設備（食堂、休憩室、更衣室、喫煙室など）の感染対策が不十分などの環境で感染者と接触した者

別紙３

抗原簡易キットを使用した検査実施体制に関する確認書

① 検体検査に立会う職員が、研修を受講していることを確認して、リスト化しています。
② 抗原簡易キット等を使用した検査の結果が陽性となった場合に受診ができるよう、連携医療機関の協力を得ています。
③ 抗原簡易キットの選定・保管・使用に当たり、あらかじめ検査に関する技術的助言を連携医療機関から受けています。
④ 抗原簡易キットは、従業員等（※）に症状（発熱、せき、のどの痛み等）が現れた場合であって、事業所の責任者が事業運営上の見地から必要と認める場合に検査を実施するために購入します。
（※）「従業員等」には、イベント、旅行の参加者等は含まれません。
⑤ 検査の実施は、当該事業所に所在する検査立会い職員の管理下において実施します。
⑥ 検査結果が陽性だった場合には、事業所の責任者が従業員等に直ちに提携医療機関を紹介します。
⑦ 検査結果が陰性だった場合でも、事業所の責任者が従業員等に直ちに自宅待機指示または連携医療機関等への受診勧奨をします。

以上①から⑦までについて間違いないことを確認しました。

確認日：
令和　　年　　月　　日
確認者（譲受人）：
株式会社〇〇〇〇
確認者の住所：
〇〇県〇〇市〇〇

連携医療機関の名称：
〇〇〇〇診療所
連携医療機関の住所：
〇〇県〇〇市〇〇
連携医療機関の電話番号：
〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
※あらかじめ連携医療機関の了解を得た上で記入してください

（裏面に続く）

確認者が法人である場合には責任者の役職及び氏名

役職：

（例）総務部長

氏名：

〇〇〇〇

担当者の氏名と連絡先電話番号

担当者の氏名：

〇〇〇〇

連絡先電話番号：

〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

別紙４

医療用抗原簡易キットについて

（１）キットについて（製品の仕様や、保管・使用時の留意事項）

○　キットは、薬事法令上の承認を受けた「体外診断用医薬品」であり、慎重かつ丁寧にお取り扱いいただくことが必要です。キットの管理や使用に当たっては、以下の事項に十分御留意の上、正しい使用方法を遵守してください。

＜具体的な製品の仕様＞

・　参考までに現時点で薬事法令上、承認済みの抗原簡易キットの製品名等の一覧を以下に示します。新型コロナウイルス感染症の抗原簡易キットであれば、本日以後に薬事承認された抗原簡易キットの購入が可能です。

（参考）承認済みのキット一覧（製造販売業者名、製品名、承認年月日）＜令和３年６月 16 日時点＞

＜抗原検査法　（簡易キット）＞

目視で結果を判定するタイプのキットです。

	企業名	製品名	承認年月日
1	富士レビオ（株）	エスプライン SARS-CoV-2	令和２年５月 13 日
2	デンカ（株）	クイックナビ-COVID19 Ag	令和２年８月 11 日
3	株）タウンズ	イムノエース SARS-CoV-2 キャピリア SARS-CoV-2	令和２年 10 月 13 日
4	アボット　ダイアグノスティクス　メディカル（株）	Panbio COVID-19 Antigen ラピッドテスト	令和３年１月 22 日
5	アドテック（株）	プロラスト　SARS-CoV-2 Ag アドテスト　SARS-CoV-2	令和３年１月 29 日
6	ロシュ・ダイアグノスティックス（株）	SARS-CoV-2　ラピッド抗原テスト	令和３年２月９日
7	富士フイルム（株）	富士ドライケム　IMMUNO AG ハンディ　COVID-19 Ag	令和３年２月 15 日
8	アルフレッサ ファーマ（株）	アルソニック　ＣＯＶＩＤ－１９　Ａｇ	令和３年３月 12 日
9	コージンバイオ（株）	ＫＢＭ　ラインチェック　ｎＣｏＶ（スティックタイプ）	令和３年３月 17 日
10	株）ニチレイバイオサイエンス	COVID-19 and Influenza A+B 抗原コンボテスト「ニチレイバイオ」	令和３年４月 14 日
11	東洋紡（株）	イムノアロー SARS-CoV-2	令和３年５月 12 日

	企業名	製品名	承認年月日
12	ロート製薬株式会社	チェック MR-COV19	令和３年５月 27 日
13	積水メディカル株式会社	ラピッドテスタ　ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２	令和３年６月９日
14	デンカ株式会社	クイックナビーFlu+COVID19 Ag	令和３年６月 16 日

＜抗原検査法（定性）＞

医療機器を用いて検査結果の判定を自動で行うタイプのキットです。
検査キットに加えて医療機器の入手が必要となることや、医療機器の操作方法など、抗原簡易キットの使用（目視による判読を行う）と異なる点がありますので、十分に確認をしてください。

	企業名	製品名	承認年月日
1	キヤノンメディカルシステムズ株式会社	ＳＡＲＳコロナウイルス抗原キット Ｒａｐｉｉｍ　ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２－Ｎ　ＰＲＴ－Ｃ２Ｎ０１Ａ	令和２年 12 月８日
2	ルミラ・ダイアグノスティクス・ジャパン株式会社	ルミラ・SARS-CoV-2 Ag テストストリップ	令和３年１月 19 日
3	日本ベクトン・ディッキンソン株式会社	BD ベリター SARS-CoV-2 コロナウイルス抗原キット	令和３年１月 26 日
4	Quidel Corporation	Sofia アナライザー用 SARS-CoV-2 FIA	令和３年２月 18 日
5	株式会社　ミズホメディー	クイック　チェイサー　Auto　SARS-CoV-2	令和３年３月２日
6	株式会社　ミズホメディー	富士ドライケム　IMMUNO　AG　カートリッジ　COVID-19 Ag	令和３年３月２日

・　使用の際には、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針※」を参照いただくようお願いします。

※　参照先　https://www.mhlw.go.jp/content/000788513.pdf

＜キットの選定・購入＞

・　キットの選定・保管・使用に当たり、あらかじめ連携医療機関から技術的助言を受けておく必要があります。
・　キットを購入する際、一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等の一覧を掲載しておりますので、ご参考にしてください。

【職場での検査に関する一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html

※　必ずしも上記のページに掲載している医薬品卸売業者から購入しなければならない訳ではありません。

＜保管・管理の留意事項＞

- 製品の種類にもよりますが、常温（２～30℃）程度にて保存する必要があります。具体的な保存温度はそれぞれ製品の添付文書を確認してください。
- 使用期限は、製品の種類にもよりますが、12 ヶ月程度です。具体のキットごとの期限は、外箱に記載があります。
- 廃棄に当たっての具体的な処理手順については、それぞれ製品の添付文書のうち、廃棄上の注意の項を参照いただくとともに、廃棄物の回収事業者にご確認いただくようお願いします。

＜使用時の留意事項＞

- キットは、抗原定性検査を実施するものであり、無症状者に対して実施する場合は、核酸検出検査（ＰＣＲ検査）等と比較して感度が低下する可能性があることから、無症状者への定期的なスクリーニングとして用いることや、濃厚接触者への検査に用いることは推奨されません。
- キットを有効に用いることができる場面としては、たとえば、出勤後に発熱や咳、筋肉痛、頭痛、咽頭痛、下痢といった新型コロナウイルス感染症の初期症状を発現させた場合において、職場内で速やかに有症状者の感染の有無を確認する必要があるときなどが想定されます。

＜具体的な検査の手法＞

- キットによる検体採取方法には、鼻咽頭検体、鼻腔検体の２つの方法がありますが、このうち、本人以外の者が鼻咽頭検体の採取を実施する行為は、医行為に該当し、医師法等の規定により、それを実施することができるのは、医師又は医師の指示を受けた保健師、助産師、看護師、准看護師若しくは臨床検査技師に限られています。

- 検体の自己採取は医行為に該当しませんが、鼻咽頭検体の自己採取は危険であることから実施しないでください。また、鼻腔検体の採取については、医師や看護師等の医療従事者又は一定の検査に関する研修を受けた従業員の管理下において実施することが推奨されています。検査に立ち会う職員は、マスクや手袋の着用等により適切な防護措置を講じることが求められます。

鼻腔ぬぐい液採取

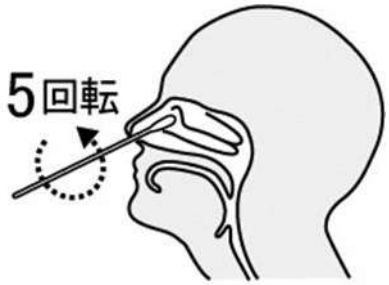

鼻咽頭ぬぐい液採取

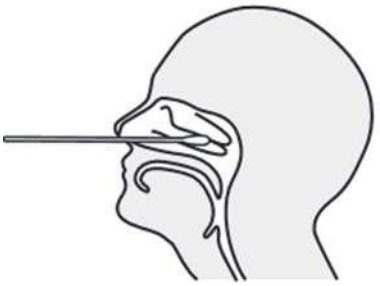

鼻腔	鼻咽頭
・医療従事者が採取 ・医療従事者又は一定の研修を受けた従事者等の管理下での自己採取（可能な限り医療従事者の管理下で自己採取を実施することが望ましい。）	・医療従事者が採取